

令和元年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和2年1月29日(水)
午前10時から

ところ 上越市役所 4階 401会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 委員自己紹介

4 副市長挨拶

5 会長職務代理者の指定

6 諮 問

7 議 事

- (1) 特別職の報酬額等の状況について
 - ・ 審議会の役割、所掌事項等について
 - ・ これまでの審議内容等について
 - ・ 特別職の報酬額等について
- (2) 審議会への諮問内容について
 - ・ 上越市議会政務活動費について
- (3) その他

8 閉 会

上越市特別職報酬等審議会

資 料

令和 2 年 1 月

上 越 市

資料目次

上越市特別職報酬等審議会委員名簿	1
上越市特別職報酬等審議会条例	2

【 資 料 】

I 審議会の役割、所掌事項等について

資料	1	審議会の役割と所掌事項	3
資料	2	これまでの審議内容	4～6
資料	3	上越市における特別職報酬等の改定経過	7

II 特別職の報酬額等の状況等について

資料	4	特別職の年間給与支給額	8
資料	5	県内20市の特別職の報酬額等の状況	9～11
資料	6	施行時特例市31市の特別職の報酬額等の状況	12
資料	7	県内他団体(県、他市19市)の動向	13

III 市内の経済状況について

資料	8	上越市の経済状況	14
資料	9	県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移	15
資料	10	県内20市の財政力指数の推移	16
資料	11	消費者物価指数の概況	17

IV 特別職の国家公務員及び給与勧告等について

資料	12	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する 法律案の概要	18
資料	13	給与勧告の骨子(人事院)	19, 20
資料	14	令和元年給与勧告等の概要(新潟県人事委員会)	21～24

VI 政務活動費について

資料	15	政務活動費の概要について	25～27
資料	16	過去の実績状況について	28～32
資料	17	県内他団体等の政務活動費の状況	33, 34
資料	18	上越市議会議長からの要請内容	35～46
資料	19	上越市議会の取組み	47
検討資料		政務活動費の取扱いに係る検討の視点	48

上越市特別職報酬等審議会委員名簿

任期：平成30年8月25日から2年間

青木	克明	えちご上越農業協同組合 経営管理委員会 会長
井部	辰男	上越市町内会長連絡協議会 副会長
大滝	邦洋	上越青年会議所
大滝	幸治	公募委員
大堀	芳和	上越信用金庫 理事長
折笠	正勝	公募委員
下村	篤子	マミーズネット 理事
高橋	信雄	上越商工会議所 会頭
早川	英雄	連合新潟上越地域協議会 事務局長
山崎	活美	上越市保護司会

(敬称略 五十音順)

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 平成29年6月15日条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

平成 26 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H27. 1. 19 平成 26 年度 第 1 回審議会	(諮問) (1) 諮問事項 1 市長、副市長の給料の額について (2) 諮問事項 2 議会の議員の報酬の額について ・本市の特別職の給料及び報酬の額については、特別職の職務の特殊性を踏まえつつ市民から理解が得られるものとする必要があるほか、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で特別職の果たすべき職務・職責が一層、複雑・高度化している現状に加え、他の地方公共団体の特別職における報酬等の額の状況や社会経済情勢の変化なども参考にしながら、より適切な民意の反映が必要である。これらを踏まえ、広く民意を反映させるために設置する上越市特別職報酬等審議会から意見を聴くため、本市の特別職の給料及び報酬の額について諮問	(答申) ・現行のまま据え置くことが適当であると答申。(検討要素ごとの判断結果は多様であり、給料月額の水準について、上げ・下げの方向性を指し示すには至らない状況を踏まえたもの) 委員からの意見 ・市内経済状況は良し悪しの状況で、アベノミクスの影響が感じられず据置きが妥当。 ・少し下げてもよいと思うが、厳しすぎる感もある。 ・地域経済改善の実感がなく、生活者の身近な感覚で良くなっているとは思えないことから、現状維持でやむを得ない。 ・昨年以上の賃上げに比べられるのは一部大企業のみで、地域の状況・市の状況を鑑みると据置きが妥当。

平成27年度

年月日	議 題	主な内容・意見等																																		
<p>H28. 1. 19 平成 27 年度 第 1 回審議会</p>	<p>(諮問) ○市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、次のとおり改定を行う。</p> <table border="1" data-bbox="405 412 1027 1070"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改定案</th> </tr> <tr> <th>報酬等月額</th> <th>報酬等月額</th> <th>報酬等月額</th> <th>改定額 (改定率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>962,300円 (866,070円)</td> <td>966,300円 (869,670円)</td> <td>966,300円 (869,670円)</td> <td>+4,000円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>722,200円 (649,980円)</td> <td>729,200円 (656,280円)</td> <td>729,200円 (656,280円)</td> <td>+7,000円 (+1.0%)</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>527,400円</td> <td>529,400円</td> <td>529,400円</td> <td>+2,000円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>466,400円</td> <td>468,400円</td> <td>468,400円</td> <td>+2,000円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>438,800円</td> <td>440,800円</td> <td>440,800円</td> <td>+2,000円 (+0.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本市の特別職の職員の給料及び報酬の額については、職務の責任と度合い及び他の地方公共団体の特別職の給料等の額との均衡、一般職の職員の給与改定の状況、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、適時適切な民意の反映が求められる。本市においては、市長及び副市長の給料の額について、平成23年4月1日の減額改定以降、現在に至るまでの間、据置きで推移するとともに、市長就任以来、独自の減額措置を行っている。この間、新潟県及び新潟市における特別職の給料等の引上げ改定の状況並びに県内市及び特例市等における特別職の給料等の額の状況等を総合的に勘案する中で、国の人事院勧告等に基づいて改定が見込まれる、本市の一般職の職員における給料月額の改定に準じた引上げが適当と判断し、今般、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、本審議会に諮問</p>	区分	現行		改定案		報酬等月額	報酬等月額	報酬等月額	改定額 (改定率)	市長	962,300円 (866,070円)	966,300円 (869,670円)	966,300円 (869,670円)	+4,000円 (+0.4%)	副市長	722,200円 (649,980円)	729,200円 (656,280円)	729,200円 (656,280円)	+7,000円 (+1.0%)	議長	527,400円	529,400円	529,400円	+2,000円 (+0.4%)	副議長	466,400円	468,400円	468,400円	+2,000円 (+0.4%)	議員	438,800円	440,800円	440,800円	+2,000円 (+0.4%)	<p>(答申) ・諮問のとおり引き上げることが適当であると答申。</p> <p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の経済状況が上向きになっていないのに、引き上げてよいものか迷いがある。 ・公務員の給料を引き上げ、消費拡大を促すことが地域活性化に繋がる。 ・20年近く引き上げが無く、平成22・23年と減額改定した経過をみると、引き上げが適当と考える。
区分	現行		改定案																																	
	報酬等月額	報酬等月額	報酬等月額	改定額 (改定率)																																
市長	962,300円 (866,070円)	966,300円 (869,670円)	966,300円 (869,670円)	+4,000円 (+0.4%)																																
副市長	722,200円 (649,980円)	729,200円 (656,280円)	729,200円 (656,280円)	+7,000円 (+1.0%)																																
議長	527,400円	529,400円	529,400円	+2,000円 (+0.4%)																																
副議長	466,400円	468,400円	468,400円	+2,000円 (+0.4%)																																
議員	438,800円	440,800円	440,800円	+2,000円 (+0.4%)																																

平成28年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H29. 1. 16 平成 28 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成29年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H30. 2. 6 平成 29 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成30年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H31. 1. 23 平成 30 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 ・一般職の給与改定や他団体特別職の報酬等の改定状況のほか、市民の個人所得や財政力の推移等に良好な兆しが見られることや議会議員で構成される検討組織の動向を注視する中で、今後、報酬額等の改定の必要性も生じているものと考えている	委員からの意見 ・報酬額等の改定について、平均的な値からの判断だけでなく、貧困層にも配慮した検討が必要と考える。 ・市長及び副市長給料の減額措置が長期化しており、何らかの見直しを行う時期を迎えているのではないかと考える。審議会として検討する必要があると考える。 ・議会における議員報酬や政務活動費の見直し検討について、議員のなり手がいない状況にあることを踏まえて議論を尽くしてほしい。

資料3

上越市における特別職報酬等の改定経過

(単位：円)

	市長		副市長(助役)		教育長		議長		副議長		議員	
	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)
平成14年度	978,000	▲52,000 (▲5.0%)	734,000	▲39,000 (▲5.0%)			536,000	▲11,000 (▲2.0%)	474,000	▲10,000 (▲2.1%)	446,000	▲10,000 (▲2.2%)
↓	↓	—	↓	—			↓	—	↓	—	↓	—
平成22年度	975,000	▲3,000 (▲0.3%)	731,700	▲2,300 (▲0.3%)			534,300	▲1,700 (▲0.3%)	472,500	▲1,500 (▲0.3%)	444,600	▲1,400 (▲0.3%)
平成23年度	962,300	▲12,700 (▲1.3%)	722,200	▲9,500 (▲1.3%)			527,400	▲6,900 (▲1.3%)	466,400	▲6,100 (▲1.3%)	438,800	▲5,800 (▲1.3%)
↓	↓	—	↓	—			↓	—	↓	—	↓	—
平成28年度	966,300	4,000 (+0.4%)	729,200	7,000 (+1.0%)			529,400	2,000 (+0.4%)	468,400	2,000 (+0.4%)	440,800	2,000 (+0.4%)
平成29年度	↓	—	↓	—	630,700	—	↓	—	↓	—	↓	—
平成30年度	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—
令和元年度	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—

《参考》 人事院勧告・新潟県人事委員会勧告及び上越市の対応状況

	人事院勧告	新潟県人事委員会勧告	上越市	実施月
平成14年度	全級号俸の月額を引下げ(平均▲2.0%)	国と同様	国・県に準拠	H14.12~
平成15年度	" (平均▲1.1%)	"	"	H15.12~
平成16年度	据置き	据置き	据置き	—
平成17年度	全級号俸の月額を引下げ(平均▲0.3%)	国と同様	国・県に準拠	H17.12~
平成18年度	据置き	据置き	据置き	—
平成19年度	若年層に限定した引上げ (1級:+1.1%、2級:+0.6%、3級:+0.0%)	国と同様	国・県に準拠	H19.4~
平成20年度	据置き	据置き	据置き	—
平成21年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.2%)	国と同様	国・県に準拠	H21.12~
平成22年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.1%) ※55歳を超える職員はさらに▲1.5%	国と同様の給料表の改定をした上で、 3級以上▲1.18%	県に準拠	H22.12~
平成23年度	40歳以上の職員を対象に引下げ(平均▲0.23%)	据置き	据置き	—
平成24年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、 3級以上▲1.09%	県に準拠	H25.4~
平成25年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、 3級以上▲1.03%	"	—
平成26年度	若年層に限定した引上げ (平均+0.3%)	若年層に限定した引上げ (平均+0.1%)	国・県に準拠	H26.4~
	一部若年層職員を除き引下げ(平均▲2%)	一部若年層職員を除き引下げ(平均▲1.4%)		H27.4~
平成27年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.4%)	国と同様(平均+0.11%)	"	H27.4~
平成28年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.14%)	"	H28.4~
平成29年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.12%)	"	H29.4~
平成30年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.15%)	"	H30.4~
令和元年度	若年層職員の月額を引上げ (平均+0.1%)	国と同様(平均+0.08%)	"	H31.4~

特別職の年間給与支給額

給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B) 円
	月額 円	年額(A) 円	6月		12月		計		
			支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額(B) 円	
市長	966,300	11,595,600	1.675	1,942,263	1.675	1,942,263	3.35	3,884,526	15,480,126
	869,670	10,436,040	1.675	1,748,036	1.675	1,748,036	3.35	3,496,072	13,932,112
副市長	729,200	8,750,400	1.675	1,465,692	1.675	1,465,692	3.35	2,931,384	11,681,784
	656,280	7,875,360	1.675	1,319,122	1.675	1,319,122	3.35	2,638,244	10,513,604
教育長	630,700	7,568,400	1.675	1,267,707	1.675	1,267,707	3.35	2,535,414	10,103,814
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議長	529,400	6,352,800	1.675	1,064,094	1.675	1,064,094	3.35	2,128,188	8,480,988
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副議長	468,400	5,620,800	1.675	941,484	1.675	941,484	3.35	1,882,968	7,503,768
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議員	440,800	5,289,600	1.675	886,008	1.675	886,008	3.35	1,772,016	7,061,616
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注:平成31年4月1日から令和2年3月31日までににおける支給(見込)額

注:上段の数値は独自削減を未反映(条例本則額)、下段の数値は独自削減を反映(実支給ベース)

注:期末手当総額の各支給額は、給料等月額に乘じる役職加算(20%)を含む

県内20市の特別職の報酬額等の状況（平成31年4月1日現在）

	住民基本台帳人口 (H31.4.1現在)		市 長				副 市 長				教 育 長				議 長				副 議 長				議 員															
			適 用 年 月 日	給 料 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	給 料 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	給 料 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	報 酬 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	報 酬 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額	適 用 年 月 日	報 酬 月 額	特 例 減 額 措 置	減 額 後 の 月 額												
			人 順 位	円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位		円 順 位										
上 越 市	192,068	3	H28.4.1	966,300	3	△10%	869,670	7	H28.4.1	729,200	4	△10%	656,280	7	H29.7.27	630,700	4	—	630,700	3	H28.4.1	529,400	3	—	529,400	3	H28.4.1	468,400	3	—	468,400	3	H28.4.1	440,800	3	—	440,800	3
新 潟 市	789,897	1	H28.4.1	1,167,000	1	—	1,167,000	1	H28.4.1	942,000	1	—	942,000	1	H23.4.1	817,000	1	—	817,000	1	H28.4.1	781,000	1	—	781,000	1	H28.4.1	703,000	1	—	703,000	1	H28.4.1	655,000	1	—	655,000	1
長 岡 市	269,920	2	H22.4.1	1,016,000	2	—	1,016,000	2	H22.4.1	825,000	2	—	825,000	2	H22.4.1	694,000	2	—	694,000	2	H27.5.1	624,000	2	—	624,000	2	H27.5.1	563,000	2	—	563,000	2	H27.5.1	526,000	2	—	526,000	2
三 条 市	97,813	4	H30.4.1	954,000	4	—	954,000	3	H30.4.1	735,000	3	—	735,000	3	H30.4.1	622,000	6	—	622,000	5	H30.4.1	474,000	6	—	474,000	6	H30.4.1	412,000	6	—	412,000	6	H30.4.1	381,000	6	—	381,000	6
柏 崎 市	83,504	6	H25.4.1	901,000	7	—	901,000	5	H25.4.1	704,000	6	—	704,000	4	H29.4.1	605,000	7	—	605,000	7	H16.4.1	491,000	5	—	491,000	5	H16.4.1	420,000	5	—	420,000	5	H16.4.1	394,000	5	—	394,000	5
新 発 田 市	97,542	5	H9.4.1	948,000	5	△5%	900,600	6	H9.4.1	728,000	5	△5%	691,600	5	H27.4.1	650,000	3	△5%	617,500	6	H19.5.1	498,000	4	—	498,000	4	H19.5.1	428,000	4	—	428,000	4	H19.5.1	396,000	4	—	396,000	4
小 千 谷 市	35,507	17	H28.4.1	851,000	9	—	851,000	9	H28.4.1	644,000	10	—	644,000	10	H28.4.1	568,000	12	—	568,000	12	H28.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H28.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H28.4.1	305,000	9	—	305,000	9
加 茂 市	27,004	20	H22.4.1	812,300	15	—	812,300	15	H22.4.1	622,200	16	—	622,200	16	H22.4.1	545,200	17	—	545,200	17	H17.12.1	375,900	14	—	375,900	14	H17.12.1	311,100	14	—	311,100	14	H17.12.1	293,100	15	—	293,100	15
十 日 町 市	52,578	11	H17.4.1	833,200	10	—	833,200	10	H27.4.1	649,900	9	—	649,900	9	H17.4.1	592,700	9	—	592,700	9	H17.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H17.4.1	316,000	13	—	316,000	13	H17.4.1	300,000	11	—	300,000	11
見 附 市	40,341	15	H29.4.1	803,700	16	—	803,700	16	H29.4.1	613,500	18	—	613,500	18	H18.4.1	601,500	8	—	601,500	8	H15.4.1	364,000	18	—	364,000	18	H15.4.1	305,000	15	—	305,000	15	H15.4.1	294,000	14	—	294,000	14
村 上 市	59,822	8	H30.4.1	800,400	18	—	800,400	18	H30.4.1	614,300	17	—	614,300	17	H30.4.1	545,400	16	—	545,400	16	H23.4.1	359,000	19	—	359,000	19	H23.4.1	295,000	19	—	295,000	19	H23.4.1	273,000	19	—	273,000	19
燕 市	79,382	7	H31.4.1	904,100	6	—	904,100	4	H31.4.1	686,700	7	—	686,700	6	H31.4.1	623,000	5	—	623,000	4	H31.4.1	436,600	7	—	436,600	7	H31.4.1	362,100	7	—	362,100	7	H31.4.1	344,400	7	—	344,400	7
糸 魚 川 市	42,590	13	H30.4.1	820,000	13	—	820,000	13	H30.4.1	630,000	13	—	630,000	13	H30.4.1	576,000	11	—	576,000	11	H30.4.1	387,000	13	—	387,000	13	H30.4.1	319,000	12	—	319,000	12	H30.4.1	300,000	11	—	300,000	11
妙 高 市	32,317	18	28.4.1	801,200	17	—	801,200	17	28.4.1	603,400	19	—	603,400	19	28.4.1	528,100	20	—	528,100	20	H28.4.1	364,500	17	—	364,500	17	H28.4.1	297,200	18	—	297,200	18	H28.4.1	284,100	16	—	284,100	16
五 泉 市	50,086	12	H30.4.1	859,000	8	—	859,000	8	H30.4.1	655,000	8	—	655,000	8	H30.4.1	588,000	10	—	588,000	10	H30.4.1	405,000	8	—	405,000	8	H30.4.1	331,000	8	—	331,000	8	H30.4.1	313,000	8	—	313,000	8
阿 賀 野 市	42,263	14	H28.4.1	829,000	11	—	829,000	11	H28.4.1	635,000	11	—	635,000	11	H28.5.22	560,000	15	—	560,000	15	H31.4.1	368,800	15	—	368,800	15	H31.4.1	300,700	17	—	300,700	17	H31.4.1	276,700	17	—	276,700	17
佐 渡 市	54,656	10	H28.4.1	750,000	20	—	750,000	20	H28.4.1	585,000	20	—	585,000	20	H28.4.1	530,000	18	—	530,000	18	H22.4.1	347,900	20	—	347,900	20	H22.4.1	285,100	20	—	285,100	20	H22.4.1	268,200	20	—	268,200	20
魚 沼 市	36,088	16	22.4.1	780,000	19	—	780,000	19	29.11.1	625,000	15	—	625,000	15	22.4.1	530,000	18	—	530,000	18	H17.7.3	390,000	12	—	390,000	12	H17.7.3	320,000	11	—	320,000	11	H17.7.3	300,000	11	—	300,000	11
南 魚 沼 市	56,723	9	H30.4.1	823,300	12	—	823,300	12	H30.4.1	627,800	14	—	627,800	14	H30.4.1	564,800	13	—	564,800	13	H30.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H30.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H30.4.1	305,000	9	—	305,000	9
胎 内 市	29,180	19	H17.9.1	815,000	14	—	815,000	14	H17.9.1	635,000	11	—	635,000	11	H27.12.1	564,000	14	—	564,000	14	H30.10.1	365,000	16	—	365,000	16	H30.10.1	301,000	16	—	301,000	16	H30.10.1	275,000	18	—	275,000	18

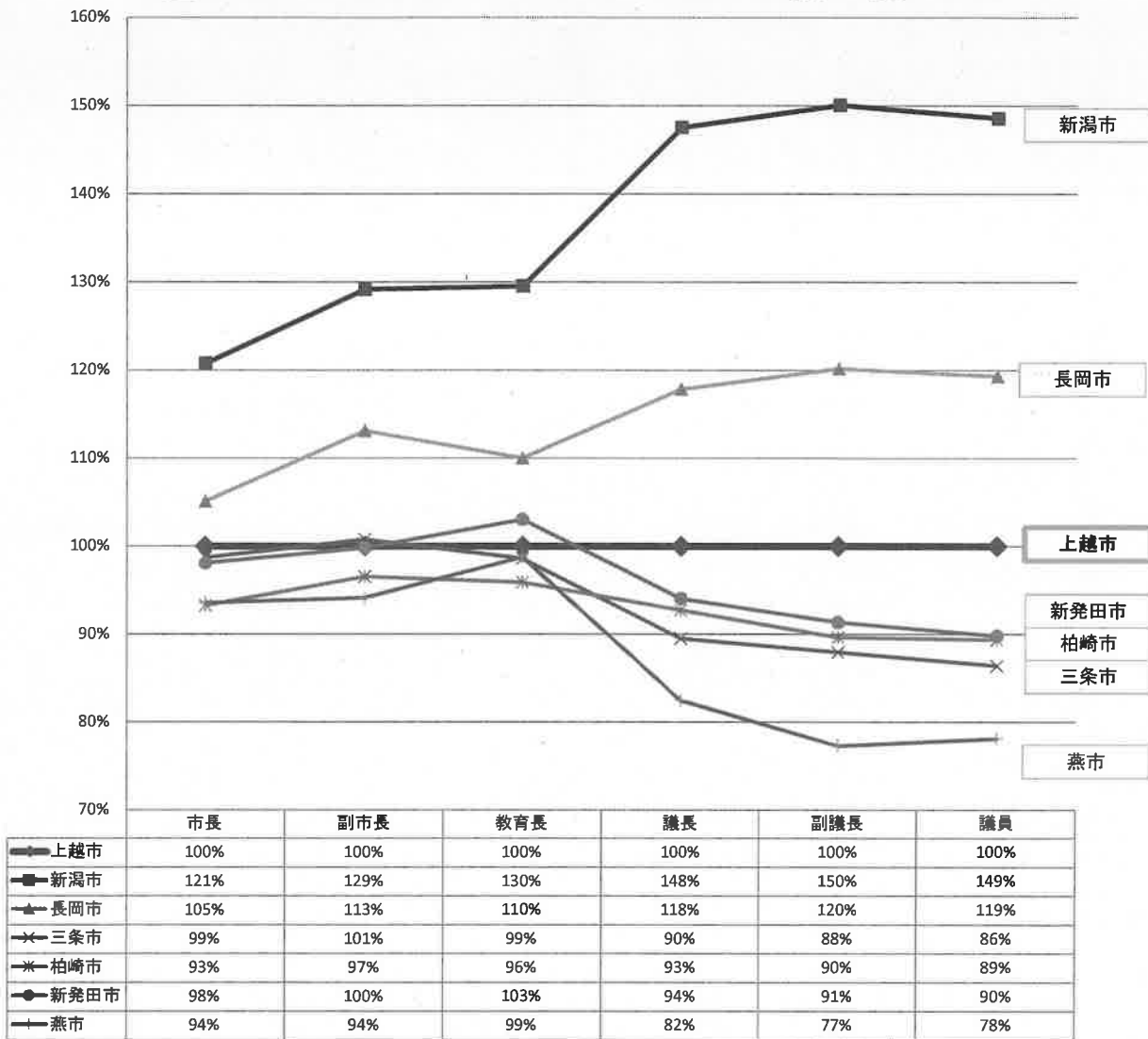
県内20市の特別職等の退職手当支給率の状況

R1.9.1時点

	市長		副市長		教育長	
	順位	率	順位	率	順位	率
上越市	4	50/100	6	30/100	19	18/100
新潟市	3	51/100	2	34/100	3	21/100
長岡市	1	70/100	1	40/100	4	20/100
三条市	6	45/100	4	32/100	1	27/100
柏崎市	2	52/100	2	34/100	4	20/100
新発田市	5	47/100	4	32/100	2	22/100
小千谷市	6	45/100	16	25/100	4	20/100
加茂市	19	35/100	16	25/100	4	20/100
十日町市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
見附市	17	40/100	16	25/100	4	20/100
村上市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
燕市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
糸魚川市	20	29/100	20	21/100	20	17/100
妙高市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
五泉市	17	40/100	16	25/100	4	20/100
阿賀野市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
佐渡市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
魚沼市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
南魚沼市	8	44/100	7	26/100	4	20/100
胎内市	8	44/100	7	26/100	4	20/100

○上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額について比較するもの
 ○上越市の給料(報酬)月額を100%として比較

上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額の比較



○上越市の給料(報酬)月額との比較

項目	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
上越市	966,300	729,200	630,700	529,400	468,400	440,800
(差額)	-	-	-	-	-	-
新潟市	1,167,000	942,000	817,000	781,000	703,000	655,000
(差額)	200,700	212,800	186,300	251,600	234,600	214,200
長岡市	1,016,000	825,000	694,000	624,000	563,000	526,000
(差額)	49,700	95,800	63,300	94,600	94,600	85,200
三条市	954,000	735,000	622,000	474,000	412,000	381,000
(差額)	△ 12,300	5,800	△ 8,700	△ 55,400	△ 56,400	△ 59,800
柏崎市	901,000	704,000	605,000	491,000	420,000	394,000
(差額)	△ 65,300	△ 25,200	△ 25,700	△ 38,400	△ 48,400	△ 46,800
新発田市	948,000	728,000	650,000	498,000	428,000	396,000
(差額)	△ 18,300	△ 1,200	19,300	△ 31,400	△ 40,400	△ 44,800
燕市	904,100	686,700	623,000	436,600	362,100	344,400
(差額)	△ 62,200	△ 42,500	△ 7,700	△ 92,800	△ 106,300	△ 96,400

施行時特例市27市の特別職の報酬額等の状況（平成31年4月1日現在）

資料6

	住民基本台帳人口 (H31.4.1現在)	市長						副市長						教育長						議長						副議長						議員							
		適用 年月日		給料月額		減額 措置	減額後月額		適用 年月日		給料月額		減額 措置	減額後月額		適用 年月日		給料月額		減額 措置	減額後月額		適用 年月日		報酬月額		減額 措置	減額後月額		適用 年月日		報酬月額		減額 措置	減額後月額				
		人	順位	円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位				
上越市	192,068	26	H28.4.1	966,300	21	△10%	869,670	24	H28.4.1	729,200	27	△10%	656,280	26	H29.7.27	630,700	27	-	630,700	25	H28.4.1	529,400	27	-	529,400	27	H28.4.1	468,400	26	-	468,400	26	H28.4.1	440,800	26	-	440,800	26	
水戸市 (茨城県)	271,745	7	H8.12.1	1,075,000	4	△20%	860,000	25	H8.12.1	885,000	6	△3%	858,450	8	H8.12.1	775,000	6	△2%	759,500	9	H10.4.1	700,000	4	-	700,000	4	H10.4.1	630,000	5	-	630,000	5	H10.4.1	590,000	5	-	590,000	4	
つくば市 (茨城県)	233,868	18		34,425	927,000	26	-	927,000	21	34,425	762,000	26	-	762,000	23	H6.4.1	680,000	25	-	680,000	23	H6.4.1	547,000	23	-	547,000	23	H6.4.1	480,000	23	-	480,000	23	H6.4.1	447,000	25	-	447,000	25
伊勢崎市 (群馬県)	213,213	22	H21.12.1	964,000	22	-	964,000	17	H21.12.1	812,000	18	-	812,000	15	H21.12.1	693,000	21	-	693,000	18	H17.1.1	555,000	21	-	555,000	21	H17.1.1	505,000	19	-	505,000	19	H17.1.1	485,000	17	-	485,000	17	
太田市 (群馬県)	224,271	21	H17.3.28	1,010,000	12	-	1,010,000	10	H17.3.28	855,000	10	-	855,000	10	H17.3.28	735,000	13	-	735,000	12	H19.4.1	560,000	19	-	560,000	19	H19.4.1	515,000	17	-	515,000	17	H19.4.1	485,000	17	-	485,000	17	
熊谷市 (埼玉県)	197,243	23	H25.1.1	920,000	27	-	920,000	22	H25.1.1	776,000	23	-	776,000	19	H25.1.1	718,000	17	-	718,000	15	H17.10.1	542,000	24	-	542,000	24	H17.10.1	470,000	25	-	470,000	25	H17.10.1	450,000	23	-	450,000	23	
所沢市 (埼玉県)	343,912	3	H21.4.1	1,029,000	9	-	1,029,000	7	H21.4.1	876,000	7	-	876,000	6	H21.4.1	781,000	4	-	781,000	4	H8.4.1	660,000	8	-	660,000	8	H8.4.1	580,000	12	-	580,000	11	H8.4.1	560,000	7	-	560,000	6	
春日部市 (埼玉県)	234,246	16	H22.4.1	982,000	19	-	982,000	15	H22.4.1	832,000	13	-	832,000	12	H22.4.1	761,000	8	-	761,000	7	H22.4.1	537,000	26	-	537,000	26	H22.4.1	478,000	24	-	478,000	24	H22.4.1	450,000	23	-	450,000	23	
草加市 (埼玉県)	241,919	12	H12.4.1	1,040,000	7	-	1,040,000	6	H12.4.1	875,000	8	-	875,000	7	H12.4.1	750,000	10	-	750,000	10	H12.4.1	540,000	25	-	540,000	25	H12.4.1	505,000	19	-	505,000	19	H12.4.1	470,000	20	-	470,000	20	
平塚市 (神奈川県)	256,732	10	H16.4.1	997,000	14	△10%	897,300	23	H16.4.1	829,000	14	△7%	770,970	20	H16.4.1	726,000	15	△5%	689,700	20	H16.4.1	615,000	15	-	615,000	14	H16.4.1	540,000	15	-	540,000	15	H16.4.1	502,000	14	-	502,000	14	
小田原市 (神奈川県)	190,454	27	H16.4.1	988,000	17	-	988,000	13	H16.4.1	817,000	17	-	817,000	14	H16.4.1	706,000	18	-	706,000	16	H16.4.1	586,000	17	-	586,000	17	H16.4.1	511,000	18	-	511,000	18	H16.4.1	475,000	19	-	475,000	19	
茅ヶ崎市 (神奈川県)	241,723	13	H20.10.1	930,000	25	-	930,000	20	H20.10.1	763,000	25	-	763,000	22	H27.4.1	692,000	22	-	692,000	19	H10.7.1	560,000	19	-	560,000	19	H10.7.1	484,000	22	-	484,000	22	H10.7.1	453,000	21	-	453,000	21	
厚木市 (神奈川県)	224,655	20	H17.12.1	958,000	23	△30%	670,600	26	H17.12.1	780,000	22	△13%	678,600	25	H27.10.1	706,000	18	△7%	656,580	24	H8.4.1	566,000	18	-	566,000	18	H8.4.1	490,000	21	-	490,000	21	H8.4.1	452,000	22	-	452,000	22	
大和市 (神奈川県)	236,078	15	H22.12.1	943,000	24	-	943,000	18	H22.12.1	764,000	24	-	764,000	21	H22.12.1	682,000	23	-	682,000	21	H22.12.1	549,000	22	-	549,000	22	H22.12.1	466,000	27	-	466,000	27	H22.12.1	439,000	27	-	439,000	27	
長岡市 (新潟県)	269,920	8	H22.4.1	1,016,000	11	-	1,016,000	9	H22.4.1	825,000	15	-	825,000	13	H22.4.1	694,000	20	-	694,000	17	H27.5.1	624,000	13	-	624,000	12	H27.5.1	563,000	13	-	563,000	13	H27.5.1	526,000	12	-	526,000	12	
松本市 (長野県)	238,647	14	H27.4.1	1,027,000	10	-	1,027,000	8	H27.4.1	843,000	12	-	843,000	11	H27.4.1	729,000	14	-	729,000	13	H27.4.1	617,000	14	-	617,000	13	H27.4.1	554,000	14	-	554,000	14	H27.4.1	497,000	15	-	497,000	15	
沼津市 (静岡県)	195,039	24	H19.4.1	1,005,000	13	-	1,005,000	11	H19.4.1	800,000	19	-	800,000	16	H27.4.1	725,000	16	-	725,000	14	H19.4.1	600,000	16	-	600,000	15	H19.4.1	537,000	16	-	537,000	16	H19.4.1	493,000	16	-	493,000	16	
富士市 (静岡県)	253,410	11		41,365	990,000	15	-	990,000	12	41,365	800,000	19	-	800,000	16	H27.12.24	742,000	12	-	742,000	11	H25.4.1	653,000	10	-	653,000	9	H25.4.1	594,000	9	-	594,000	8	H25.4.1	524,000	13	-	524,000	13
一宮市 (愛知県)	385,160	1	H27.4.1	1,082,000	3	-	1,082,000	3	H27.4.1	889,000	5	-	889,000	5	H31.4.1	783,000	3	-	783,000	3	H27.5.1	639,000	12	-	639,000	11	H27.5.1	587,000	10	-	587,000	9	H27.5.1	545,000	10	-	545,000	9	
春日井市 (愛知県)	311,326	5	H30.4.1	1,072,000	5	-	1,072,000	4	H30.4.1	894,000	4	-	894,000	4	H30.4.1	779,000	5	-	779,000	5	H30.4.1	646,000	11	-	646,000	10	H30.4.1	584,000	11	-	584,000	10	H30.4.1	536,000	11	-	536,000	11	
四日市市 (三重県)	311,431	4	H30.4.1	1,103,000	1	-	1,103,000	1	H30.4.1	905,000	2	-	905,000	2	H30.4.1	760,000	-	-	760,000	-	H30.4.1	693,000	5	-	693,000	5	H30.4.1	631,000	4	-	631,000	4	H30.4.1	591,000	4	-	591,000	3	
岸和田市 (大阪府)	194,952	25	H30.4.1	990,000	15	△35%	643,000	27	H30.4.1	850,000	11	△25%	637,500	27	H30.4.1	750,000	10	△25%	562,500	27	H30.4.1	660,000	8	△10%	594,000	16	H30.4.1	630,000	5	△10%	567,000	12	H30.4.1	600,000	3	△10%	540,000	10	
吹田市 (大阪府)	371,030	2	H6.4.1	1,050,000	6	-	1,050,000	5	H6.4.1	920,000	1	-	920,000	1	H6.4.1	810,000	1	-	810,000	1	H6.4.1	740,000	2	-	740,000	2	H6.4.1	700,000	2	-	700,000	2	H6.4.1	650,000	2	-	650,000	2	
茨木市 (大阪府)	281,541	6	H30.4.1	983,000	18	-	983,000	14	H30.4.1	858,000	9	-	858,000	9	H30.4.1	785,000	2	-	785,000	2	H23.4.1	758,000	1	-	758,000	1	H23.4.1	708,000	1	-	708,000	1	H23.4.1	664,000	1	-	664,000	1	
加古川市 (兵庫県)	264,847	9	H27.1.1	1,084,000	2	-	1,084,000	2	H27.1.1	896,000	3	-	896,000	3	H27.1.1	772,000	7	-	772,000	6	H28.4.1	667,000	7	-	667,000	7	H28.4.1	604,000	8	-	604,000	7	H28.4.1	558,000	8	-	558,000	7	
宝塚市 (兵庫県)	234,108	17	H27.4.1	978,000	20	-	978,000	16	H27.4.1	795,800	21	-	795,800	18	H27.4.1	682,000	23	-	682,000	21	H27.4.1	711,700	3	-	711,700	3	H27.4.1	639,400	3	-	639,400	3	H27.4.1	587,000	6	-	587,000	5	
佐賀市 (佐賀県)	232,629	19	H24.4.1	1,039,000	8	△10%	935,100	19	H24.4.1	820,000	16	△10%	738,000	24	H24.4.1	679,000	26	△10%	611,100	26	H24.4.1	692,000	6	-	692,000	6	H24.4.1	607,000	7	-	607,000	6	H24.4.1	553,000	9	-	553,000	8	

※施行時特例市：法定人口が20万人以上を条件とする特例市(H12.4.1施行)が、平成27年4月1日の特例市制度廃止により、特別的に施行時特例市に移行。
※都道府県の事務権限の一部が市へ委譲され、事務執行の財源として地方交付税が増額される(委譲事務：都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務等)

県内他団体（県、他市19市）の動向

(令和2年1月17日時点)

●特別職の報酬等の審議状況

団体名	審議会		審議結果 (答申内容)	取扱方針 (予定含む)
	開催	開催期日		
新潟県	予定なし	—	—	今年度開催は見送り
新潟市	開催済	R1年10月29日	<据置>	市民感情や財政状況等を踏まえ据え置きが妥当
長岡市	する	R2年1月24日	—	未定（白紙諮問）
三条市	開催済	R2年1月17日	<据置>	財政状況、社会情勢等を踏まえ据置
柏崎市	する	R2年2月中旬	—	未定（白紙諮問）
新発田市	開催済	R1年12月23日	<据置>	報酬審議会とは別に市長等の特例減額措置を実施中
小千谷市	開催済	R2年1月15日	<引上>	市長、副市長及び教育長は据置 議長及び副議長以外の議員報酬を2,000円(0.65%)引上
加茂市	開催済	R1年7月10日	<据置>	報酬審議会とは別に市長等の特例減額措置を実施
十日町市	する	R2年1月23日	—	未定（白紙諮問）
見附市	予定なし	—	—	—
村上市	予定なし	—	—	—
燕市	開催済	R1年12月25日	<引上>	市長、副市長及び教育長の給料は据置 議員報酬1%引上
糸魚川市	する	R2年1月20日	—	未定（白紙諮問）
妙高市	する	R2年2月上旬	—	未定（白紙諮問）
五泉市	予定なし	—	—	—
阿賀野市	する	R2年2月4日	—	未定（白紙諮問）
佐渡市	する	R1年1月30日	—	未定（白紙諮問）
魚沼市	開催済	R1年12月16日	<引上>	市長20,000円、副市長及び教育長10,000円引上 議員報酬は据置
南魚沼市	する	R2年2月4日	—	未定（白紙諮問）
胎内市	予定なし	—	—	—

●特例減額措置を実施する団体

団体名	内容	期間
新潟県	知事20%、副知事15%、 議長・副議長含む議員10%	R1年11月からR6年3月まで (4年5か月)
新潟市	市長20%、副市長10%	R2年1月からR4年3月まで (2年3か月)
新発田市	市長5%、副市長5%、教育長5%	H31年4月からR4年11月まで (3年8か月)
加茂市	市長15%、副市長10%、教育長5%	R1年8月からR5年5月まで ※ (3年10か月)

※教育長のみR4年6月まで

		団体数	団体名
開催	据置	4	新潟市、三条市、新発田市、加茂市
	引上	3	小千谷市、燕市、魚沼市
	引下	0	
	未定	8	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市
開催予定なし		5	新潟県、見附市、村上市、五泉市、胎内市

上越市の経済状況

令和元年 9 月 17 日

《市内経済の基調判断》

市内経済は緩やかに回復しているが、小規模な事業者を中心に依然景気回復を実感できない状況もある。また、雇用においては、長引く人手不足の状況が企業活動へ及ぼす影響を引き続き注視する必要がある。

- 【景況感】 全体として回復基調を維持しているが、小売業の小規模な事業者を中心に厳しい経営状況が続いている。
- 【金融】 資金繰りは小幅な悪化となっている。一方、企業の設備投資は既存の機械・設備の更新を中心に堅調に推移している。
- 【製造業】 回復基調にあるが、海外の社会経済情勢の変化が為替や市場に与える影響は予測困難であることなどから、依然として先行きへの不安感が高い。
- 【建設業】 回復基調にあるものの、中長期的な担い手確保の課題などから、先行きの悪化が懸念される。
- 【小売業・サービス業】 一部に改善の動きも見られるものの、消費者の節約志向や事業者間の競争激化などの影響から、小規模な事業者を中心に依然として厳しい状況が続いている。
- 【雇用】 令和元年 7 月のハローワーク上越管内の有効求人倍率（パートを含む全数）は 1.39 倍と高い水準にあり、企業における人手不足の状況が続いている。特に、建設業と福祉・介護関連業では、求人数が求職者数を大きく上回る状況にあり、雇用のミスマッチが長期化している。

資料 9

県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移

※ 上段 一人当たりの課税対象所得
 ※ 下段 県内順位

【単位:千円】

市名	平成25年度	前年比	平成26年度	前年比	平成27年度	前年比	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比	平成30年度	前年比
上越市	2,740	-1.27%	2,778	1.39%	2,791	0.47%	2,814	1.30%	2,830	0.57%	2,859	1.02%
	2位		2位		2位		2位		2位			
新潟市	2,872	-0.02%	2,904	1.12%	2,932	0.95%	2,942	1.33%	3,001	1.98%		
	1位		1位		1位		1位		1位			
長岡市	2,712	0.18%	2,725	0.46%	2,756	1.14%	2,805	2.94%	2,819	0.51%		
	3位		4位		3位		4位		3位			
三条市	2,615	0.42%	2,645	1.13%	2,666	0.79%	2,811	6.27%	2,740	-2.54%		
	5位		5位		6位		3位		6位			
柏崎市	2,692	-1.82%	2,725	1.24%	2,734	0.34%	2,771	1.68%	2,789	0.65%		
	4位		3位		4位		5位		4位			
新発田市	2,542	-0.78%	2,562	0.79%	2,563	0.02%	2,596	1.32%	2,638	1.62%		
	8位		8位		8位		7位		7位			
小千谷市	2,526	-1.66%	2,500	-1.02%	2,533	1.31%	2,573	2.92%	2,578	0.21%		
	9位		11位		10位		8位		9位			
加茂市	2,410	-0.15%	2,525	4.77%	2,458	-2.65%	2,444	-3.22%	2,448	0.18%		
	15位		9位		14位		15位		15位			
十日町市	2,341	-0.44%	2,370	1.24%	2,390	0.85%	2,402	1.34%	2,422	0.86%		
	19位		19位		19位		18位		18位			
見附市	2,423	0.55%	2,446	0.95%	2,486	1.63%	2,506	2.45%	2,512	0.22%		
	13位		14位		11位		12位		11位			
村上市	2,354	-0.08%	2,370	0.67%	2,400	1.28%	2,416	1.95%	2,447	1.28%		
	18位		18位		18位		16位		16位			
燕市	2,602	0.60%	2,630	1.08%	2,687	2.19%	2,703	2.78%	2,749	1.69%		
	6位		6位		5位		6位		5位			
糸魚川市	2,491	0.14%	2,508	0.66%	2,533	1.02%	2,540	1.29%	2,586	1.80%		
	10位		10位		9位		10位		8位			
妙高市	2,546	-0.67%	2,580	1.32%	2,604	0.94%	2,570	-0.39%	2,566	-0.16%		
	7位		7位		7位		9位		10位			
五泉市	2,286	0.43%	2,342	2.45%	2,380	1.61%	2,354	0.48%	2,407	2.26%		
	20位		20位		20位		20位		20位			
阿賀野市	2,369	0.74%	2,388	0.79%	2,463	3.12%	2,402	0.56%	2,435	1.39%		
	17位		17位		13位		19位		17位			
佐渡市	2,398	-0.60%	2,414	0.65%	2,412	-0.06%	2,410	-0.14%	2,407	-0.12%		
	16位		15位		17位		17位		19位			
魚沼市	2,419	-0.04%	2,404	-0.60%	2,414	0.41%	2,453	2.04%	2,459	0.25%		
	14位		16位		16位		14位		14位			
南魚沼市	2,448	-0.61%	2,462	0.57%	2,455	-0.29%	2,535	2.96%	2,508	-1.08%		
	12位		13位		15位		11位		13位			
胎内市	2,449	-0.52%	2,468	0.76%	2,467	-0.04%	2,498	1.25%	2,511	0.52%		
	11位		12位		12位		13位		12位			

未公表

※納税義務者一人当たりの課税対象所得：全課税対象所得から全納税義務者数を除した値
 ※引用元：(平成25年度～平成29年度)内閣府 経済・財政と暮らしの指標「見える化ポータルサイト」 URL: <http://www.cao.go.jp/itaiikaikaku/mieruka/index.php>
 (平成30年度)当市税務課から提供の課税対象所得及び納税義務者数により算出(上越市分のみ)

資料10

県内20市の財政力指数の推移

※ 上段 財政力指数
※ 下段 県内順位

市名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	経年比較			
										H22~H30	H24~H30	H26~H30	H28~H30
上越市	0.590	0.562	0.559	0.580	0.610	0.640	0.640	0.640	0.630	0.040	0.071	0.020	▲ 0.010
	6位	6位	6位	6位	6位	4位	4位	4位	4位				
新潟市	0.700	0.695	0.703	0.720	0.730	0.740	0.740	0.730	0.720	0.020	0.017	▲ 0.010	▲ 0.020
	3位	3位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位				
長岡市	0.650	0.617	0.602	0.610	0.620	0.620	0.620	0.610	0.610	▲ 0.040	0.008	▲ 0.010	▲ 0.010
	4位	5位	5位	5位	4位	5位	5位	5位	5位				
三条市	0.650	0.629	0.615	0.620	0.620	0.620	0.600	0.590	0.590	▲ 0.060	▲ 0.025	▲ 0.030	▲ 0.010
	4位	4位	4位	4位	4位	5位	6位	6位	6位				
柏崎市	0.740	0.702	0.697	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	▲ 0.040	0.003	0.000	0.000
	1位	1位	2位	2位	2位	2位	2位	2位	2位				
新発田市	0.530	0.509	0.496	0.500	0.490	0.490	0.490	0.500	0.500	▲ 0.030	0.004	0.010	0.010
	9位	9位	9位	9位	9位	9位	9位	9位	9位				
小千谷市	0.560	0.538	0.531	0.540	0.540	0.540	0.550	0.560	0.570	0.010	0.039	0.030	0.020
	7位	7位	7位	7位	7位	7位	7位	7位	7位				
加茂市	0.440	0.419	0.419	0.420	0.420	0.420	0.420	0.420	0.430	▲ 0.010	0.011	0.010	0.010
	15位	16位	15位	15位	15位	15位	15位	14位	14位				
十日町市	0.400	0.389	0.379	0.380	0.370	0.370	0.360	0.340	0.340	▲ 0.060	▲ 0.039	▲ 0.030	▲ 0.020
	17位	17位	18位	17位	18位	17位	18位	18位	18位				
見附市	0.550	0.523	0.506	0.510	0.510	0.520	0.530	0.530	0.550	0.000	0.044	0.040	0.020
	8位	8位	8位	8位	8位	8位	8位	8位	8位				
村上市	0.400	0.383	0.384	0.380	0.380	0.370	0.370	0.360	0.360	▲ 0.040	▲ 0.024	▲ 0.020	▲ 0.010
	17位	18位	17位	17位	17位	17位	17位	17位	17位				
燕市	0.730	0.700	0.680	0.680	0.680	0.680	0.670	0.650	0.650	▲ 0.080	▲ 0.030	▲ 0.030	▲ 0.020
	2位	2位	3位	3位	3位	3位	3位	3位	3位				
糸魚川市	0.460	0.449	0.442	0.440	0.430	0.430	0.440	0.450	0.470	0.010	0.028	0.040	0.030
	13位	13位	13位	13位	14位	13位	12位	11位	11位				
妙高市	0.510	0.483	0.464	0.460	0.450	0.450	0.440	0.440	0.440	▲ 0.070	▲ 0.024	▲ 0.010	0.000
	10位	10位	10位	10位	11位	11位	12位	12位	12位				
五泉市	0.460	0.454	0.446	0.450	0.440	0.450	0.450	0.440	0.440	▲ 0.020	▲ 0.006	0.000	▲ 0.010
	13位	12位	12位	12位	12位	11位	11位	12位	12位				
阿賀野市	0.440	0.423	0.416	0.420	0.420	0.420	0.410	0.420	0.420	▲ 0.020	0.004	0.000	0.010
	15位	15位	16位	15位	15位	15位	16位	14位	15位				
佐渡市	0.270	0.260	0.257	0.260	0.250	0.250	0.240	0.230	0.230	▲ 0.040	▲ 0.027	▲ 0.020	▲ 0.010
	20位	20位	20位	20位	20位	20位	20位	20位	20位				
魚沼市	0.320	0.307	0.299	0.300	0.300	0.300	0.300	0.290	0.290	▲ 0.030	▲ 0.009	▲ 0.010	▲ 0.010
	19位	19位	19位	19位	19位	19位	19位	19位	19位				
南魚沼市	0.470	0.447	0.440	0.440	0.440	0.430	0.430	0.420	0.420	▲ 0.050	▲ 0.020	▲ 0.020	▲ 0.010
	12位	14位	14位	13位	12位	13位	14位	14位	15位				
胎内市	0.480	0.461	0.450	0.460	0.460	0.470	0.480	0.490	0.490	0.010	0.040	0.030	0.010
	11位	11位	11位	10位	10位	10位	10位	10位	10位				
20市平均	0.518	0.498	0.489	0.494	0.493	0.496	0.494	0.491	0.493	▲ 0.025	0.003	▲ 0.001	▲ 0.002

消費者物価指数（平成 27 年基準）の概況

【全 国】

区 分	概況値	出 典
総合指数	平成 27 年を 100 として <u>102.3</u> 平成 30 年同月期 (101.8) と比較して 0.5% 上昇	*総務省統計局「消費者物価指数（令和元年 11 月分速報値）」より引用
生鮮食品を除く総合指数	平成 27 年を 100 として <u>102.2</u> 平成 30 年同月期 (101.7) と比較して 0.5% 上昇	
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合指数	平成 27 年を 100 として <u>101.1</u> 平成 30 年同月期 (100.7) と比較して 0.4% 上昇	

【新 潟 市】

区 分	概況値	出 典
総合指数	平成 27 年を 100 として <u>101.8</u> 平成 30 年同月期 (101.0) と比較して 0.8% の上昇	*新潟県総務管理部統計課「新潟市消費者物価指数（令和元年 12 月分中旬速報値）」より引用
生鮮食品を除く総合指数	平成 27 年を 100 として <u>101.8</u> 平成 30 年同月期 (101.0) と比較して 0.8% 上昇	
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合指数	平成 27 年を 100 として <u>100.7</u> 平成 30 年同月期 (99.6) と比較して 1.1% 上昇	

消費者物価指数

全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するもので、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。

（生計費の変化を測定するものではない。）

指数の基準年

基準年は、西暦年の末尾が 0 と 5 の年を基準時として、5 年ごとに改定（基準改定）しています。その際、併せて指数に採用する品目などの見直しも行っています。

※平成 28 年（2016 年）8 月に平成 27 年（2015 年）基準へ切替え

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成31年4月から改定】

一般職の職員に準じ、秘書官の最低号俸の俸給月額を200円引上げ

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【令和元年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.35月分 → 3.40月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、法律上一般職の職員の例によることとされている

3 施行期日

公布の日（一部の規定は令和2年4月1日）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%[行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳]
[俸給 344円 はね返し分(注) 43円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

令和元年給与勧告等の概要

令和元年10月10日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行いました。

本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差347円（0.09%）を埋めるため、初任給を含む若年層の給料月額を引上げ（中高年齢層は据置き）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）は据置き

1 公民給与の較差等

(1) 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,177民間事業所から、無作為に抽出された、263事業所の約8,100人について、本年4月分の給与等を実地調査（調査完了率 90.9%）

(2) 職員給与と民間給与の比較

<月例給>

公務と民間の4月分の給与額を比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
375,048 円	374,701 円	347 円 (0.09%)

※ 職員給与は、行政職給料表適用者（平均年齢43.9歳、平均経験年数21.9年）で、諸手当（地域手当、扶養手当等）を含む。

<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの1年間の民間支給実績と職員支給月数を比較

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.46月	4.45月	0.01月

2 給与改定の内容等

(1) 給料表（平成31年4月1日実施）

公民較差の状況や人事院勧告の内容を踏まえ、大卒初任給を1,500円、高卒初任給を1,900円引き上げるとともに、30歳台前半までの職員が在職する号給について引上げ改定

（改定率（額）：給料 0.08%（305円）、はね返り分（注） 0.00%（8円））

（注）給料等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〔行政職給料表適用者の初任給〕

・大卒188,700円（現行187,200円）、高卒154,900円（現行153,000円）

(2) 号給の増設（令和2年4月1日実施）

勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、職員の在職実態等を踏まえ、行政職給料表4級及び公安職給料表5級について号給を増設

(3) 期末・勤勉手当

民間における特別給の年間支給割合と概ね均衡していることから、支給月数（現行4.45月）を据置き

3 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 職員の勤務時間等

本年4月から、時間外勤務命令を行うことができる上限時間を設定しており、各任命権者における時間外勤務の状況を把握し、長時間勤務の是正に向けた取組を実施

また、教職員の多忙化解消に向けて、国が示した勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、引き続き取組を進めていくことが必要

(2) 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランス実現や女性活躍推進の観点等から、両立支援制度が適切に活用されることが重要であり、引き続き取組を進めていくことが必要

(3) 職員の健康管理等

任命権者は、時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮することが必要

また、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題となっており、今後も一層の取組に努めていくことが必要であるほか、ハラスメントの防止についても、対策を継続的に実施していくことが必要

4 公務運営の改善

(1) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化を図り、県民サービスの向上に寄与するため、公平性、透明性、納得性の高い人事評価が行われることが必要

(2) 有為な人材の確保・育成

県職員の仕事のやりがいや魅力をアピールするとともに、若手職員の政策立案能力の向上など、人材育成及び能力開発の取組を一層進めていくことが必要

(3) 公務員倫理の確保

職員の不祥事については、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図るなど、根絶に向けて対策を進めていくことが必要

5 高齢層職員の能力及び経験の活用

再任用職員の能力及び経験の活用に努めるとともに、定年の65歳までの段階的引き上げに係る検討について、国及び他の都道府県の動向、関係法令の改正等に

留意していくことが必要

6 臨時・非常勤職員制度

会計年度任用職員制度導入の法改正の趣旨を踏まえた制度改正を進め、令和2年4月の改正法施行に向けて適切に対応することが必要

7 給与勧告による職員給与（平成31年4月の公民較差に基づく改定）

この勧告が実施されることによる、行政職給料表適用職員（5,858人、平均年齢43.9歳）の平均年間給与は下記のとおり

【給与勧告による年収への影響額（1人当たり平均）】

勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額（率）
6,202,000 円	6,208,000 円	6,000 円 (0.1%)

また、モデル給与（行政職給料表適用職員）は下記のとおり

【モデル給与（行政職給料表適用職員）】（単位：円）

		勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	206,600	3,398,000	208,100	3,423,000	25,000
主任	35歳	296,900	4,950,000	296,900	4,950,000	—
補佐級	45歳	389,000	6,572,000	389,000	6,572,000	—
課長級	50歳	513,500	8,375,000	513,500	8,375,000	—
部長級	55歳	562,300	9,548,000	562,300	9,548,000	—

※ モデル給与の月額及び年間給与は、給料、地域手当、管理職手当を基礎に算出

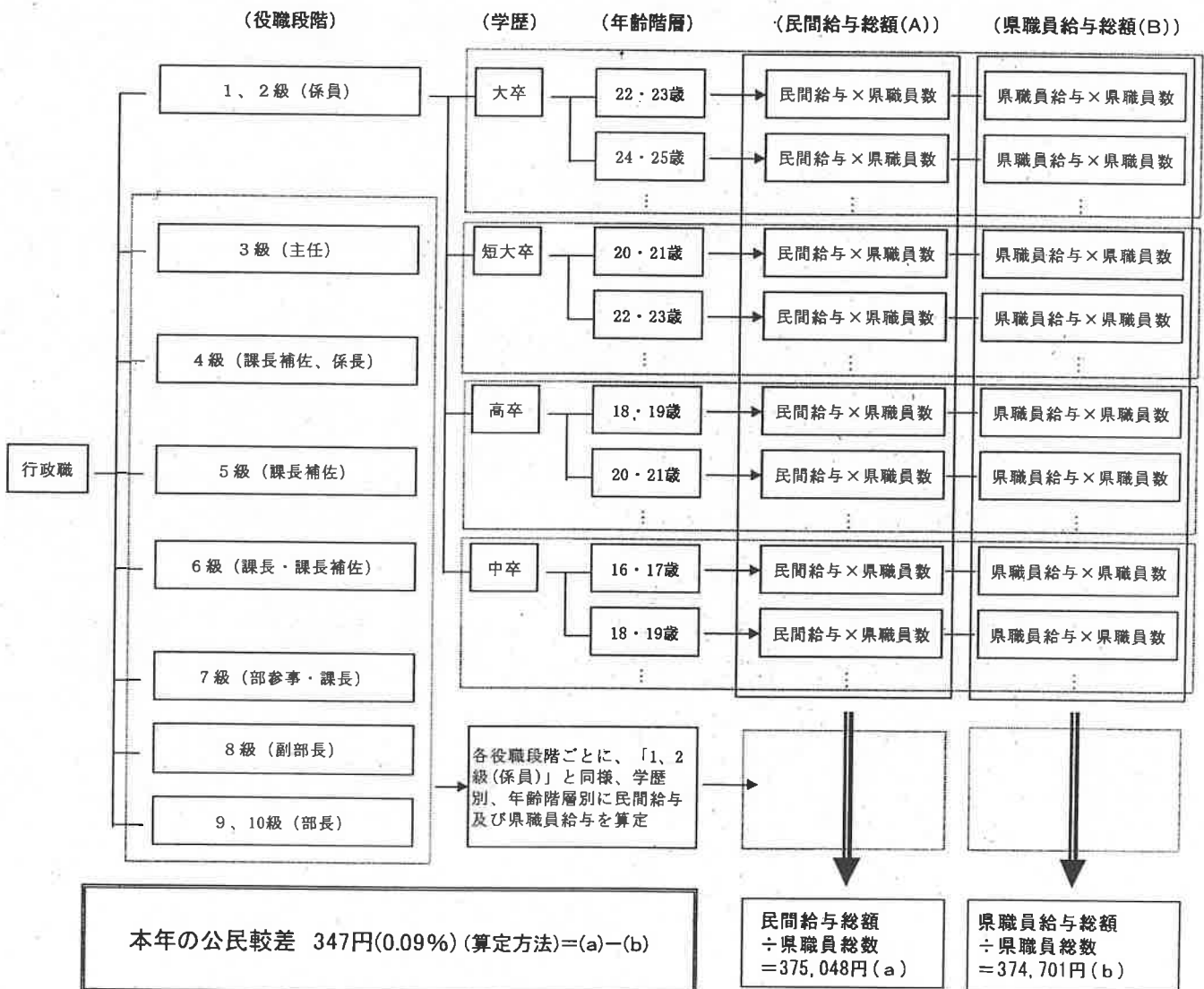
〈参考：過去の給与勧告の状況〉

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減
平成22年	△1.08%	3.95月	△0.15月
平成23年	勧告なし	3.95月	—
平成24年	勧告なし	3.95月	—
平成25年	勧告なし	3.95月	—
平成26年	0.10%	4.10月	0.15月
平成27年	0.11%	4.20月	0.10月
平成28年	0.13%	4.30月	0.10月
平成29年	0.12%	4.40月	0.10月
平成30年	0.15%	4.45月	0.05月
令和元年	0.08%	4.45月	—

公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



政務活動費の概要について

1 政務活動費とは

上越市議会の議員または会派が行う市政の調査研究や政策の立案等に係る活動に対し、市長が支給する経費

2 これまでの経緯

○市政調査研究費補助金として交付

平成元年 4月1日 月額 15,000 円（年額 18 万円）会派に交付

平成 2年 4月1日 月額 20,000 円（年額 24 万円）会派に交付

平成 8年 4月1日 月額 25,000 円（年額 30 万円）会派に交付

○平成 12 年に地方自治法の一部改正により政務調査費が制度化され、「上越市議会政務調査費に関する条例」を制定

平成 13年 4月1日 月額 25,000 円（年額 30 万円）会派 15 万円、議員 15 万円

平成 17年 4月1日 月額 50,000 円（年額 60 万円）会派 30 万円、議員 30 万円

※市町村合併の広域化に伴い 2 倍に増額

○平成 24 年に地方自治法の一部改正により政務調査費から政務活動費へ変更

- ・政務活動の範囲が「調査研究」から「調査研究その他活動」に拡充
- ・使途基準は、各自治体の判断に委ねられた。



上越市議会における政務活動の範囲

議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動

＜政務活動の経費の範囲＞ 10 項目に区分 ※会派又は議員ともに共通

区分	主な経費	経費の内容
調査研究費	市政の調査研究に係る経費	視察研修の旅費、宿泊費等
研修費	他の団体等が開催する研修会の参加に係る経費	研修会の旅費、負担金等
会議費	他の団体等が開催する意見交換会等の参加に係る経費	会議の旅費、負担金等
資料作成費	必要な資料作成に係る経費	事務用品費、パソコン入料等
資料購入費	活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	参考図書購入費、新聞代等
広報費	市政の状況を市民に報告するために要する経費	報告書の印刷製本費、郵便料、会場借上げ代等
広聴費	市民からの要望、相談等の活動に係る経費	会場の借上げ代、アンケート実施の郵便料等
人件費	活動を補助する職員の経費	職員の給料、報酬等
事務所費	事務所の維持管理費	事務所の賃借料、光熱水費等
要望、陳情活動費	要望、陳情活動に係る経費	要望活動に係る旅費、宿泊費等

3 政務活動費の額及び交付方法等

○議員 1 人当たり政務活動費の額

【総額】 月額 50,000 円 (年額 60 万円)

【内訳】 会派分：月額 25,000 円 (年額 30 万円)
 議員分：月額 25,000 円 (年額 30 万円) } ※会派と議員は同額

交付先	交付額の計算方法
各会派	会派所属の議員人数×月額 25,000 円×6 か月(半期分)×年 2 回
議員個人	月額 25,000 円×6 か月(半期分)×年 2 回

○交付期 … 年 2 回 (4 月と 10 月)

○収支報告書の提出

会派及び議員は、翌年度 4 月 30 日までに議長へ収支報告書を提出
 (全ての支出に対して領収書の写しその他証拠書類を添付)

↓

※収支報告の内容は、市ホームページ及び市政情報コーナー(市役所 1 階)で
 公表 (平成 18 年 5 月から義務化)

○政務活動費の返還

交付額に執行残が生じた場合は、市長に返還しなければならない。

4 過去の実績状況

○平成 30 年度実績

区分	会派(6 つ、所属議員 31 人)	議員(32 人)
執行状況	全額執行の会派なし 全ての会派(6 つ)が一部返還	32 人中 19 人が全額執行* 13 人が一部返還
返 還 率	24.4%	16.6%
主な経費	視察研修 41.5% 会報発行代等 28.8%	会報印刷代 51.9% 参考図書・新聞代 22.7%
課 題 等	返還率は年々上昇	議員によって活動状況及び執行額が異なる (最大 43 万円の差)

(※議員個人の執行率内訳) 100%未満 13 人【返還】
 100%以上 150%未満 15 人【不足】
 150%以上 4 人【不足】

○過去 5 年間の実績

- ・議員 1 人当たりの平均執行額は、会派 1 人当たりの平均執行額の約 1.2 倍 (平成 30 年度は約 1.3 倍)
- ・全体の返還率は、年々上昇傾向であったが、議員分の平成 30 年度返還率は前年度比 1.3%減

5 県内他団体及び施行時特例市との均衡

○県内 20 市の状況

・議員 1 人当たりの交付額(会派と議員の総額)は、県内 **3 位**

⇒ **人口規模に応じた水準**

団体名	議員定数	政務活動費 (年額)	人口		市民 1 人 当たり負担額	
			(H31.4 月)	順位		
新潟市	51 人	180 万円	1 位	79.0 万人	1 位	116 円
長岡市	34 人	72 万円	2 位	27.0 万人	2 位	91 円
上越市	32 人	60 万円	3 位	19.2 万人	3 位	100 円
柏崎市	26 人	48 万円	4 位	8.4 万人	6 位	149 円
三条市	22 人	36 万円	5 位	9.8 万人	4 位	81 円

※人口 1 人当たり負担額は、議員定数に政務活動費の額を乗じて人口で除した額

○施行時特例市 27 市の状況

・議員 1 人当たりの交付額(会派と議員の総額)は、施行時特例市中 **10 位**

⇒ **人口規模 (26 位) 以上の水準**

団体名	議員定数	政務活動費 (年額)	人口		市民 1 人 当たり負担額	
			(H31.4 月)	順位		
吹田市	36 人	132 万円	1 位	37.1 万人	2 位	128 円
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
厚木市	28 人	72 万円	8 位	22.5 万人	8 位	90 円
一宮市	38 人	60 万円	10 位	38.5 万人	1 位	59 円
平塚市	26 人	60 万円	10 位	25.7 万人	10 位	61 円
草加市	28 人	60 万円	10 位	24.2 万人	12 位	69 円
春日部市	32 人	60 万円	10 位	23.4 万人	16 位	82 円
佐賀市	36 人	60 万円	10 位	23.3 万人	19 位	93 円
岸和田市	26 人	60 万円	10 位	19.5 万人	25 位	80 円
上越市	32 人	60 万円	10 位	19.2 万人	26 位	100 円
茅ヶ崎市	28 人	48 万円	17 位	24.2 万人	13 位	56 円

※人口 1 人当たり負担額は、議員定数に政務活動費の額を乗じて人口で除した額

○交付対象の内訳

交付対象	県内 20 市	施行時特例市 27 市
会派及び議員(当市を含む)	4 市	2 市
会派または議員	5 市	7 市
会派のみ	7 市	14 市
議員のみ	4 市	4 市

■政務活動費の執行額・返還額の状況(平成26年度～平成30年度:過去5年分)

1 政務活動費の執行実績(総額、会派分と議員分の内訳)

①会派分 月額25,000円(年額30万円)

(単位:円)

項目	費用内訳	H26年度(会派6、所属28人)				H27年度(会派6、所属27人)				H28年度(会派5、所属31人) ※改選				H29年度(会派5、所属31人)				H30年度(会派6、所属31人)				5年平均				
		交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率
調査研究費	視察研修の旅費、宿泊費等	4,458,493	57.0%			4,828,682	66.3%			3,724,646	48.9%			3,702,970	46.3%			2,814,221	41.5%			3,905,802	52.1%			
研修費	研修会負担金、会場代、講師謝金等	732,854	9.4%			553,889	7.6%			1,083,618	14.2%			1,240,684	15.5%			1,306,499	19.2%			983,509	13.1%			
会議費	会議負担金、会場代等	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			
資料作成費	事務用品費、パソコンリース料等	309,269	4.0%			82,749	1.1%			191,854	2.5%			381,333	4.8%			515,987	7.6%			296,238	3.9%			
資料購入費	参考図書購入費、新聞代等	195,181	2.5%			152,825	2.1%			242,301	3.2%			139,760	1.7%			183,666	2.7%			182,747	2.4%			
広報費	報告書の印刷製本費、会場代等	2,124,293	27.1%	582,040	6.9%	8,100,000	1,665,687	22.9%	872,569	10.8%	9,225,000	2,372,675	31.2%	1,620,004	17.6%	9,300,000	2,524,977	31.6%	1,321,376	14.2%	8,975,000	1,957,401	28.8%	2,187,361	24.4%	
広聴費	会場代、アンケート郵便料等	5,000	0.1%			0	0.0%			1,615	0.0%			4,053	0.1%			0	0.0%			2,134	0.0%			
人件費	職員の給料、報酬等	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			
事務所費	事務所の賃借料、光熱水費等	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			9,865	0.1%			1,973	0.0%			
要望、陳情活動費	要望に係る旅費、宿泊費	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			
合計		8,400,000	7,825,090	100.0%	582,040	6.9%	8,100,000	7,283,832	100.0%	872,569	10.8%	9,225,000	7,616,709	100.0%	1,620,004	17.6%	9,300,000	7,993,777	100.0%	1,321,376	14.2%	8,975,000	6,787,639	100.0%	2,187,361	24.4%
			執行率	93.2%	返還5会派(83%)		執行率	89.9%	返還5会派(83%)		執行率	82.6%	返還4会派(80%)		執行率	86.0%	返還4会派(80%)		執行率	75.6%	返還6会派(100%)		執行率	85.2%	返還4.8会派(86%)	

※執行率とは、「全体の執行額÷全体の交付額」により算定した率

返還率は年々上昇。H30も増加

②議員分 月額25,000円(年額30万円)

項目	費用内訳	H26年度(議員32人)				H27年度(議員31人)				H28年度(議員32人) ※改選				H29年度(議員32人)				H30年度(議員32人)				5年平均				
		交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率
調査研究費	視察研修の旅費、宿泊費等	561,374	5.6%			1,922,182	19.4%			229,413	2.6%			219,422	2.5%			726,619	7.8%			731,802	9.8%			
研修費	研修会負担金、会場代、講師謝金等	662,385	6.6%			477,970	4.8%			659,198	7.6%			714,728	8.1%			1,071,995	11.5%			717,255	9.6%			
会議費	会議負担金、会場代等	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			
資料作成費	事務用品費、パソコンリース料等	689,194	6.9%			491,291	5.0%			607,045	7.0%			450,599	5.1%			318,582	3.4%			511,342	6.8%			
資料購入費	参考図書購入費、新聞代等	2,197,329	22.0%			1,884,785	19.1%			1,968,929	22.7%			2,053,395	23.2%			2,112,298	22.7%			2,043,347	27.2%			
広報費	報告書の印刷製本費、会場代等	4,769,678	47.8%	295,624	3.1%	9,300,000	4,691,809	47.4%	443,317	4.8%	9,575,000	4,658,651	53.8%	1,541,238	16.1%	9,600,000	4,613,082	52.2%	1,713,922	17.9%	9,275,000	4,829,369	51.9%	1,536,540	16.6%	
広聴費	会場代、アンケート郵便料等	44,559	0.4%			101,983	1.0%			43,081	0.5%			23,372	0.3%			18,360	0.2%			46,271	0.6%			
人件費	職員の給料、報酬等	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			
事務所費	事務所の賃借料、光熱水費等	1,056,378	10.6%			322,643	3.3%			476,515	5.5%			754,431	8.5%			230,213	2.5%			568,036	7.6%			
要望、陳情活動費	要望に係る旅費、宿泊費	500	0.0%			430	0.0%			17,520	0.2%			4,640	0.1%			5,760	0.1%			5,770	0.1%			
合計		9,600,000	9,981,397	100.0%	295,624	3.1%	9,300,000	9,893,093	100.0%	443,317	4.8%	9,575,000	8,660,352	100.0%	1,541,238	16.1%	9,600,000	8,833,669	100.0%	1,713,922	17.9%	9,275,000	9,313,196	100.0%	1,536,540	16.6%
			執行率	104.0%	返還8人(25%)		執行率	106.4%	返還9人(29%)		執行率	90.4%	返還11人(34%)		執行率	92.0%	返還13人(41%)		執行率	100.4%	返還13人(41%)		執行率	98.6%	返還10.8人(34%)	

返還率は年々上昇傾向にあったがH30返還率は1.3%減

総額(①会派分+②議員分)

区分	年額	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率	交付額	執行額	比率	返還額	返還率
総合計(年額)		18,000,000	17,806,487	98.9%	877,664	4.9%	17,400,000	17,176,925	98.7%	1,315,886	7.6%	18,800,000	16,277,061	86.6%	3,161,242	16.8%	18,900,000	16,827,446	89.0%	3,035,298	16.1%	18,250,000	16,100,835	88.2%	3,723,901	20.4%
議員1人当たり年額	A 会派分	300,000	279,468	93.2%	20,787	6.9%	300,000	269,772	89.9%	32,317	10.8%	297,581	245,700	82.6%	52,258	17.6%	300,000	257,864	86.0%	42,625	14.2%	289,516	218,956	75.6%	70,560	24.4%
	B 議員分	300,000	311,919	104.0%	9,238	3.1%	300,000	319,132	106.4%	14,301	4.8%	299,219	270,636	90.4%	48,164	16.1%	300,000	276,052	92.0%	53,560	17.9%	289,844	291,037	100.4%	48,017	16.6%
	総額(A+B)	600,000	591,386	98.6%	30,025	5.0%	600,000	588,904	98.2%	46,618	7.8%	596,799	516,336	86.5%	100,422	16.8%	600,000	533,916	89.0%	96,185	16.0%	579,360	509,993	88.0%	118,577	20.5%
5年平均		18,270,000	16,837,751	92.2%	2,422,798	13.3%	18,270,000	16,837,751	92.2%	2,422,798	13.3%	18,270,000	16,837,751	92.2%	2,422,798	13.3%	18,270,000	16,837,751	92.2%	2,422,798	13.3%	18,270,000	16,837,751	92.2%	2,422,798	13.3%

2 会派分と議員分の執行額比較(議員1人当たりで比較)

区分	人数	H26年度				H27年度				H28年度				H29年度				H30年度				5年平均			
		年間総執行額	1人当たり年間執行額	1人当たり月額執行額	内訳(配分率)	年間総執行額	1人当たり年間執行額	1人当たり月額執行額	内訳(配分率)	年間総執行額	1人当たり年間執行額	1人当たり月額執行額	内訳(配分率)	年間総執行額	1人当たり年間執行額	1人当たり月額執行額	内訳(配分率)	年間総執行額	1人当たり年間執行額	1人当たり月額執行額	内訳(配分率)	年間総執行額	1人当たり年間執行額	1人当たり月額執行額	内訳(配分率)
①会派分	28	7,825,090	279,468	23,289	47.3%	7,283,832	269,772	22,481	45.8%	7,616,709	247,692	20,641	47.7%	7,993,777	257,864	21,489	48.3%	6,787,639	226,884	18,907	43.0%	7,501,409	256,336	21,361	46.4%
②議員分	32	9,981,397	311,919	25,993	52.7%	9,893,093	319,132	26,594	54.2%	8,660,352	271,344	22,612	52.3%	8,833,669	276,052	23,004	51.7%	9,313,196	301,236	25,103	57.0%	9,336,341	295,937	24,661	53.6%
合計	-	17,806,487	591,387	49,282	100.0%	17,176,925	588,904	49,075	100.0%	16,277,061	519,036	43,253	100.0%	16,827,446	533,916	44,493	100.0%	16,100,835	528,120	44,010	100.0%	16,837,751	552,273	46,023	100.0%

増減(②-①)	+4	+2,156,307	+32,451	+2,704	+5.5%	+4	+2,609,261	+49,360	+4,113	+8.4%	+1	+1,043,643	+23,652	+1,971	+4.6%	+1	+839,892	+18,188	+1,515	+3.4%	1	+2,525,557	+74,352	+6,196	+14.1%
比率(②÷①)	+14.3%	+27.6%	+11.6%	+11.6%	+11.6%	+14.8%	+35.8%	+18.3%	+18.3%	+18.3%	+3.2%	+13.7%	+9.5%	+9.5%	+9.5%	+3.2%	+10.5%	+7.1%	+7.1%	+7.1%	+3.2%	+37.2%	+32.8%	+32.8%	+32.8%
5年平均	2	+1,834,932	+39,601	+3,300	+7.2%	2	+1,834,932	+39,601	+3,300	+7.2%	2	+1,834,932	+39,601	+3,300	+7.2%	2	+1,834,932	+39,601	+3,300	+7.2%	2	+1,834,932	+39,601	+3,300	+7.2%

議員分の執行額は会派分の約1.3倍

議員分の執行額は会派分の約1.2倍

平成30年度 政務活動費の実績状況

○会派分(6会派) 月額25,000円(年額30万円)

No	区分	交付額 ①	執行額 ②	差引額 ①-②	執行率 ②/①	内 訳					返還額	返還率
						60%未満	60%以上 75%未満	75%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上		
1	日本共産党議員団	950,000	943,990	6,010	99.4%				○		6,010	0.6%
2	みらい	1,975,000	1,850,272	124,728	93.7%				○		124,728	6.3%
3	創風	2,150,000	1,970,208	179,792	91.6%				○		179,792	8.4%
4	市民クラブ	900,000	676,725	223,275	75.2%			○			223,275	24.8%
5	輝	2,400,000	1,137,171	1,262,829	47.4%	○					1,262,829	52.6%
6	公明党	600,000	209,273	390,727	34.9%	○					390,727	65.1%
合計		8,975,000	6,787,639	2,187,361	75.6%	2	0	1	3	0	2,187,361	24.4%
全会派数に対する割合						33.3%	0.0%	16.7%	50.0%	0.0%	返還6会派(100%)	

○議員個人分(32人) 月額25,000円(年額30万円)

No	区分	交付額 ①	執行額 ②	差引額 ①-②	執行率 ②/①	内 訳					返還額	返還率
						100%未満	100%以上 110%未満	110%以上 120%未満	120%以上 150%未満	150%以上		
1	櫻庭議員	225,000	468,396	▲243,396	208.2%					○	0	0.0%
2	武藤議長	300,000	623,832	▲323,832	207.9%					○	0	0.0%
3	滝沢議員	300,000	553,158	▲253,158	184.4%					○	0	0.0%
4	宮川議員	300,000	460,000	▲160,000	153.3%					○	0	0.0%
5	池田議員	300,000	406,889	▲106,889	135.6%				○		0	0.0%
6	本山議員	300,000	401,076	▲101,076	133.7%				○		0	0.0%
7	丸山議員	300,000	369,360	▲69,360	123.1%				○		0	0.0%
8	上野議員	300,000	352,699	▲52,699	117.6%			○			0	0.0%
9	杉田副議長	300,000	351,546	▲51,546	117.2%			○			0	0.0%
10	宮崎議員	300,000	349,046	▲49,046	116.3%			○			0	0.0%
11	江口議員	300,000	337,656	▲37,656	112.6%			○			0	0.0%
12	永島議員	300,000	335,065	▲35,065	111.7%			○			0	0.0%
13	石田議員	300,000	327,173	▲27,173	109.1%		○				0	0.0%
14	牧田議員	300,000	321,923	▲21,923	107.3%		○				0	0.0%
15	平良木議員	50,000	53,500	▲3,500	107.0%		○				0	0.0%
16	近藤議員	300,000	315,398	▲15,398	105.1%		○				0	0.0%
17	橋本(正)議員	300,000	313,207	▲13,207	104.4%		○				0	0.0%
18	橋爪議員	300,000	307,472	▲7,472	102.5%		○				0	0.0%
19	大島議員	300,000	302,340	▲2,340	100.8%		○				0	0.0%
20	渡邊議員	300,000	289,817	10,183	96.6%	○					10,183	3.4%
21	佐藤議員	300,000	287,007	12,993	95.7%	○					12,993	4.3%
22	小林議員	300,000	246,813	53,187	82.3%	○					53,187	17.7%
23	瀧澤議員	300,000	231,680	68,320	77.2%	○					68,320	22.8%
24	草間議員	300,000	229,186	70,814	76.4%	○					70,814	23.6%
25	飯塚議員	300,000	212,637	87,363	70.9%	○					87,363	29.1%
26	山田議員	300,000	197,007	102,993	65.7%	○					102,993	34.3%
27	栗田議員	300,000	192,677	107,323	64.2%	○					107,323	35.8%
28	田中議員	300,000	181,917	118,083	60.6%	○					118,083	39.4%
29	波多野議員	300,000	161,356	138,644	53.8%	○					138,644	46.2%
30	内山議員	300,000	55,866	244,134	18.6%	○					244,134	81.4%
31	橋本(洋)議員	300,000	42,330	257,670	14.1%	○					257,670	85.9%
32	小竹議員	300,000	35,167	264,833	11.7%	○					264,833	88.3%
合計		9,275,000	9,313,196	▲38,196	100.4%	13	7	5	3	4	1,536,540	16.6%
全人数に対する割合						40.6%	21.9%	15.6%	9.4%	12.5%	返還13人(40.6%)	
						78.1%			21.9%			

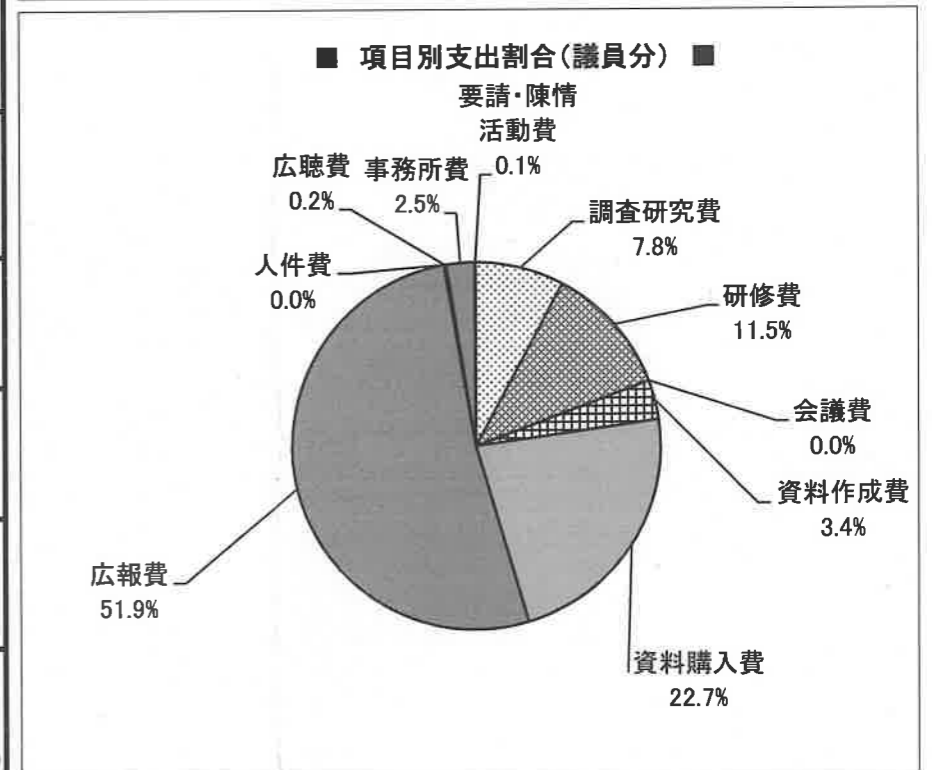
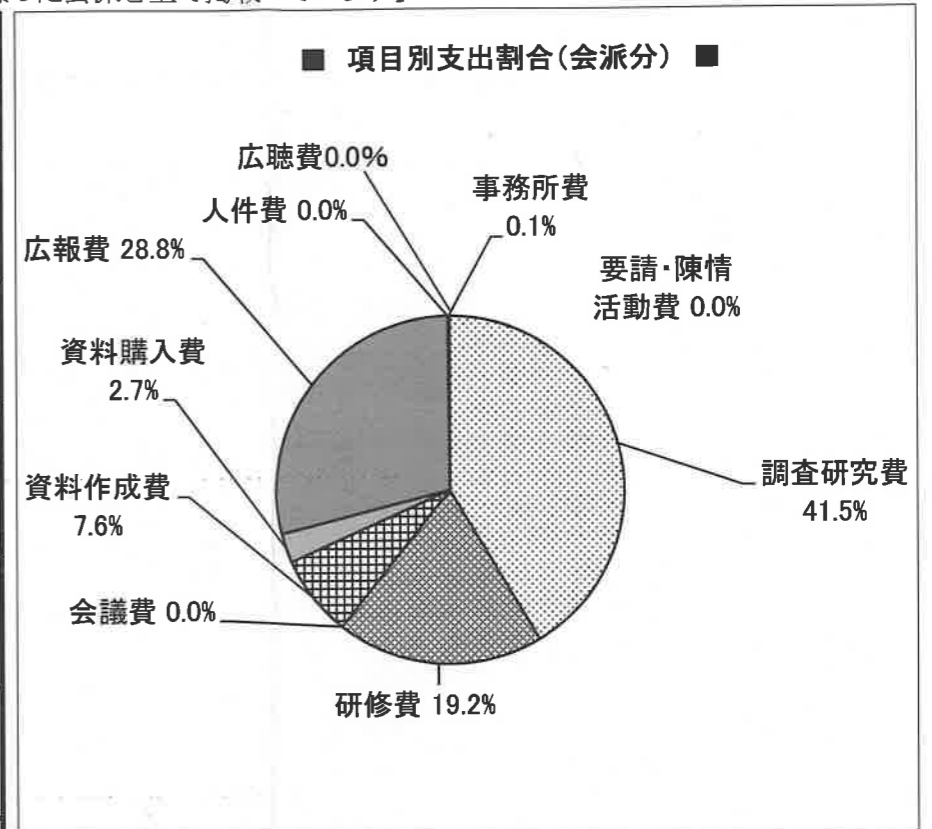
区分	交付額	執行額	差引額	執行率	返還額	返還率
全体合計	18,250,000	16,100,835	2,149,165	88.2%	3,723,901	20.4%

平成30年度政務活動費実績（支出項目別）

平成30年度実績(支出項目別)

()内はH29年度実績【会派数はH29年度に政務調査費の交付対象となった会派を全て掲載しています】

項目	内容	経費の例示	議員分		会派分	
			人数[32人]	政務活動費:円	会派数[6会派]※1	政務活動費:円
調査研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	交通費、旅費、宿泊費、印刷製本費、調査委託費等	12 (8)	726,619 (219,422)	5 (4)	2,814,221 (3,702,970)
研修費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等	14 (8)	1,071,995 (714,728)	6 (5)	1,306,499 (1,240,684)
会議費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費	会場費、会費、出席者負担金、交通費、印刷製本費、旅費、宿泊費、文書通信費等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、筆耕翻訳料、事務機器の購入費又は借上料等	15 (22)	318,582 (450,599)	6 (5)	515,987 (381,333)
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書、資料等の購入費、通信運搬費等	30 (29)	2,112,298 (2,053,395)	5 (3)	183,666 (139,760)
広報費	会派又は議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費	印刷製本費、文書通信費、会場費、茶菓子代、交通費等	21 (21)	4,829,369 (4,613,082)	4 (4)	1,957,401 (2,524,977)
広聴費	会派又は議員が行う市民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷製本費、茶菓子代、文書通信費、交通費等	2 (2)	18,360 (23,372)	0 (2)	0 (4,053)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、報酬、賃金、手当等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器の購入費又は借上料等	3 (5)	230,213 (754,431)	1 (0)	9,865 (0)
要請・陳情活動費	会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等	2 (1)	5,760 (4,640)	0 (0)	0 (0)
合計			99 (96)	9,313,196 (8,833,669)	27 (23)	6,787,639 (7,993,777)



※支出額は支払総額であるため、歳出予算額を上回る場合がある。

※1:H29の会派数…5

※市(議会事務局)では、政務活動費収支報告書及び添付の領収書等の支出関係書類について、複数の職員が「上越市議会政務活動費の手引き」(平成27年9月策定)に基づき、用途及び計数等の確認を行っている。

※平成17年度分から市政情報コーナー及び市議会HPで収支報告書を公開、平成18年度分からは市政情報コーナーで領収書(写)ほか視察報告書等を公表、そして28年度分から領収書(写)を市議会HPで公開を開始した。

平成30年度実績

⇒

改定後(試算)

○会派分(6会派)

改定前:月額25,000円(年額30万円)

No	区分	交付額 ①	執行額 ②	差引額 ①-②	執行率 ②/①	返還額	返還率
1	日本共産党議員団	950,000	943,990	6,010	99.4%	6,010	0.6%
2	みらい	1,975,000	1,850,272	124,728	93.7%	124,728	6.3%
3	創風	2,150,000	1,970,208	179,792	91.6%	179,792	8.4%
4	市民クラブ	900,000	676,725	223,275	75.2%	223,275	24.8%
5	輝	2,400,000	1,137,171	1,262,829	47.4%	1,262,829	52.6%
6	公明党	600,000	209,273	390,727	34.9%	390,727	65.1%
合計		8,975,000	6,787,639	2,187,361	75.6%	2,187,361	24.4%
		予算執行額		6,787,639	返還6会派(100%)		

改定後:月額12,500円(年額15万円)

単位:円

交付額 ①	執行額 ②	差引額 ①-②	執行率 ②/①	返還額	返還率
475,000	943,990	▲468,990	198.7%	0	0.0%
987,500	1,850,272	▲862,772	187.4%	0	0.0%
1,075,000	1,970,208	▲895,208	183.3%	0	0.0%
450,000	676,725	▲226,725	150.4%	0	0.0%
1,200,000	1,137,171	62,829	94.8%	62,829	5.2%
300,000	209,273	90,727	69.8%	90,727	30.2%
4,487,500	6,787,639	▲2,300,139	151.3%	153,556	3.4%
		予算執行額		4,333,944	返還2会派(33.3%)

○議員個人分(32人)

改定前:月額25,000円(年額30万円)

No	区分	交付額 ①	執行額 ②	差引額 ①-②	執行率 ②/①	返還額	返還率
1	櫻庭議員	225,000	468,396	▲243,396	208.2%	0	0.0%
2	武藤議長	300,000	623,832	▲323,832	207.9%	0	0.0%
3	滝沢議員	300,000	553,158	▲253,158	184.4%	0	0.0%
4	宮川議員	300,000	460,000	▲160,000	153.3%	0	0.0%
5	池田議員	300,000	406,889	▲106,889	135.6%	0	0.0%
6	本山議員	300,000	401,076	▲101,076	133.7%	0	0.0%
7	丸山議員	300,000	369,360	▲69,360	123.1%	0	0.0%
8	上野議員	300,000	352,699	▲52,699	117.6%	0	0.0%
9	杉田副議長	300,000	351,546	▲51,546	117.2%	0	0.0%
10	宮崎議員	300,000	349,046	▲49,046	116.3%	0	0.0%
11	江口議員	300,000	337,656	▲37,656	112.6%	0	0.0%
12	永島議員	300,000	335,065	▲35,065	111.7%	0	0.0%
13	石田議員	300,000	327,173	▲27,173	109.1%	0	0.0%
14	牧田議員	300,000	321,923	▲21,923	107.3%	0	0.0%
15	平良木議員	50,000	53,500	▲3,500	107.0%	0	0.0%
16	近藤議員	300,000	315,398	▲15,398	105.1%	0	0.0%
17	橋本(正)議員	300,000	313,207	▲13,207	104.4%	0	0.0%
18	橋爪議員	300,000	307,472	▲7,472	102.5%	0	0.0%
19	大島議員	300,000	302,340	▲2,340	100.8%	0	0.0%
20	渡邊議員	300,000	289,817	10,183	96.6%	10,183	3.4%
21	佐藤議員	300,000	287,007	12,993	95.7%	12,993	4.3%
22	小林議員	300,000	246,813	53,187	82.3%	53,187	17.7%
23	瀧澤議員	300,000	231,680	68,320	77.2%	68,320	22.8%
24	草間議員	300,000	229,186	70,814	76.4%	70,814	23.6%
25	飯塚議員	300,000	212,637	87,363	70.9%	87,363	29.1%
26	山田議員	300,000	197,007	102,993	65.7%	102,993	34.3%
27	栗田議員	300,000	192,677	107,323	64.2%	107,323	35.8%
28	田中議員	300,000	181,917	118,083	60.6%	118,083	39.4%
29	波多野議員	300,000	161,356	138,644	53.8%	138,644	46.2%
30	内山議員	300,000	55,866	244,134	18.6%	244,134	81.4%
31	橋本(洋)議員	300,000	42,330	257,670	14.1%	257,670	85.9%
32	小竹議員	300,000	35,167	264,833	11.7%	264,833	88.3%
合計		9,275,000	9,313,196	▲38,196	100.4%	1,536,540	16.6%
		予算執行額		7,738,460	返還13人(40.6%)		

改定前:月額37,500円(年額45万円)

交付額 ①	執行額 ②	差引額 ①-②	執行率 ②/①	返還額	返還率
337,500	468,396	▲130,896	138.8%	0	0.0%
450,000	623,832	▲173,832	138.6%	0	0.0%
450,000	553,158	▲103,158	122.9%	0	0.0%
450,000	460,000	▲10,000	102.2%	0	0.0%
450,000	406,889	43,111	90.4%	43,111	9.6%
450,000	401,076	48,924	89.1%	48,924	10.9%
450,000	369,360	80,640	82.1%	80,640	17.9%
450,000	352,699	97,301	78.4%	97,301	21.6%
450,000	351,546	98,454	78.1%	98,454	21.9%
450,000	349,046	100,954	77.6%	100,954	22.4%
450,000	337,656	112,344	75.0%	112,344	25.0%
450,000	335,065	114,935	74.5%	114,935	25.5%
450,000	327,173	122,827	72.7%	122,827	27.3%
450,000	321,923	128,077	71.5%	128,077	28.5%
75,000	53,500	21,500	71.3%	21,500	28.7%
450,000	315,398	134,602	70.1%	134,602	29.9%
450,000	313,207	136,793	69.6%	136,793	30.4%
450,000	307,472	142,528	68.3%	142,528	31.7%
450,000	302,340	147,660	67.2%	147,660	32.8%
450,000	289,817	160,183	64.4%	160,183	35.6%
450,000	287,007	162,993	63.8%	162,993	36.2%
450,000	246,813	203,187	54.8%	203,187	45.2%
450,000	231,680	218,320	51.5%	218,320	48.5%
450,000	229,186	220,814	50.9%	220,814	49.1%
450,000	212,637	237,363	47.3%	237,363	52.7%
450,000	197,007	252,993	43.8%	252,993	56.2%
450,000	192,677	257,323	42.8%	257,323	57.2%
450,000	181,917	268,083	40.4%	268,083	59.6%
450,000	161,356	288,644	35.9%	288,644	64.1%
450,000	55,866	394,134	12.4%	394,134	87.6%
450,000	42,330	407,670	9.4%	407,670	90.6%
450,000	35,167	414,833	7.8%	414,833	92.2%
13,912,500	9,313,196	4,599,304	66.9%	5,017,190	36.1%
		予算執行額		8,895,310	返還25人(78.1%)

○交付額、執行率等の比較

区分	交付額	執行額	差引額	執行率	返還額	返還率
①改定前	18,250,000	16,100,835	2,149,165	88.2%	3,723,901	20.4%
②改定後	18,400,000	16,100,835	2,299,165	87.5%	5,170,746	28.1%
増減②-①	+150,000	0	+150,000	▲0.7%	+1,446,845	+7.7%

○予算額の比較

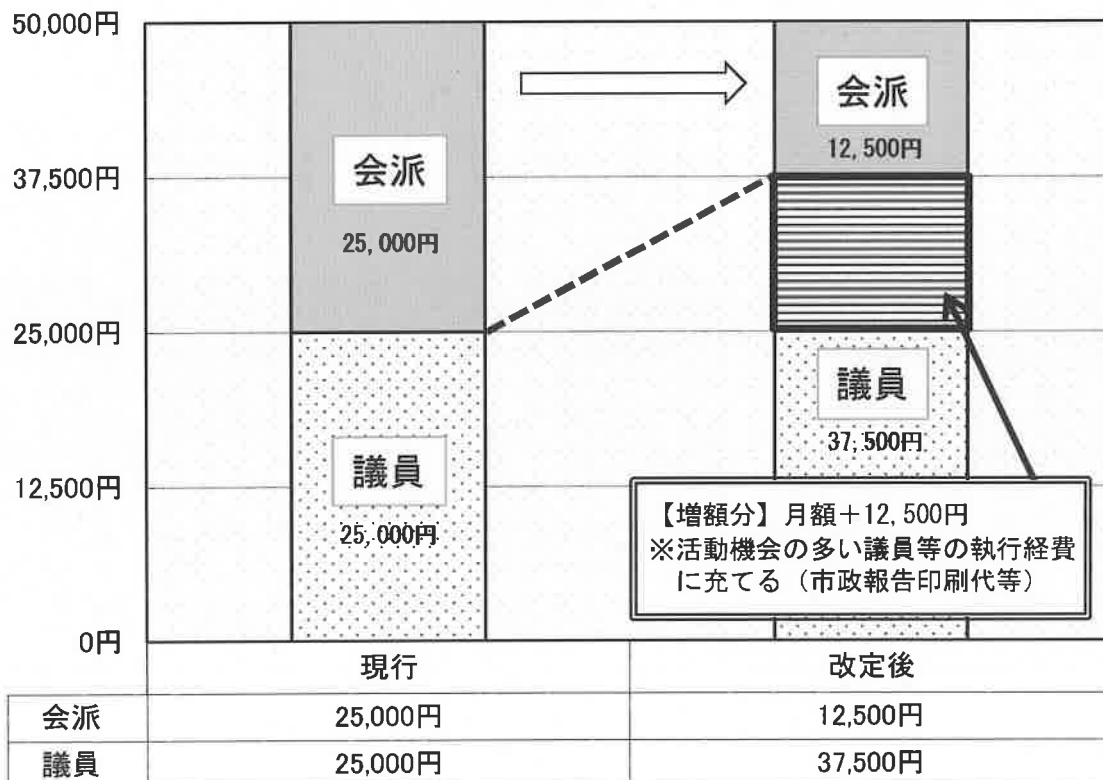
予算額	予算執行見込額	予算残額
18,250,000	14,526,099	3,723,901
18,400,000	13,229,254	5,170,746
+150,000	▲1,296,845	+1,446,845

○政務活動費が不足する議員の主な経費内訳

No	氏名	不足額 (月額換算)	執行率	主な経費
1	櫻庭議員	▲20,283	208.2%	○市政報告印刷代他 ○管内調査活動自動車燃料代他 ○会場使用料他
2	武藤議長	▲26,986	207.9%	○議会報告印刷代他 ○視察旅費他 ○タブレット通信費
3	滝沢議員	▲21,097	184.4%	○市政報告印刷代他 ○講演会参加費 ○新聞購読料他 ○事務所家賃他
4	宮川議員	▲13,333	153.3%	○議会活動報告印刷代他
5	池田議員	▲8,907	135.6%	○市政報告印刷代他 ○タブレット通信費
6	本山議員	▲8,423	133.7%	○市政報告作成費他 ○新聞購読料・電話使用料他 ○要望活動高速代
7	丸山議員	▲5,780	123.1%	○議会活動報告印刷代他
8	上野議員	▲4,392	117.6%	○活動報告印刷代他 ○パソコンウイルスソフト代他 ○新聞購読料他
9	杉田副議長	▲4,296	117.2%	○議会報告印刷代他 ○インク代 ○新聞購読料他
10	宮崎議員	▲4,087	116.3%	○議会だより印刷代他 ○日報政経懇話会会費 ○インク代他
11	江口議員	▲3,138	112.6%	○研修費 ○新聞購読料
12	永島議員	▲2,922	111.7%	○市政報告印刷代他 ○写真代他 ○新聞購読料他
13	石田議員	▲2,264	109.1%	○研修費他 ○視察旅費 ○タブレット端末通信費 ○市政レポート印刷代他
14	牧田議員	▲1,827	107.3%	○議会報告印刷代他 ○インク代 ○タブレット通信費他 ○会場使用料
15	平良木議員	▲292	107.0%	○市政ノート印刷費他 ○新聞購読料他
16	近藤議員	▲1,283	105.1%	○研修会参加費他 ○インク代他 ○新聞購読料他
17	橋本(正)議員	▲1,101	104.4%	○新聞購読料他 ○事務機器購入費 ○市政通信印刷代他
18	橋爪議員	▲623	102.5%	○活動報告新聞折込料 ○タブレット端末用付属機器代 ○タブレット通信費
19	大島議員	▲195	100.8%	○議会だより印刷代 ○日報政経懇話会会費 ○新聞購読料

※上記経費のうち、左側の太字が最も要した経費

改定後の政務活動費（月額）



県内20市の政務活動費の状況(平成31年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	順位
			会派分	議員個人分	合計				
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	25,000円	25,000円	50,000円	600,000円	3位	192,068人	3位
新潟市	会派及び議員 (選択制)	年4回 (4、7、10、1月)	150,000円	-	150,000円	1,800,000円	1位	789,897人	1位
			30,000円	120,000円	150,000円				
			-	120,000円	120,000円				
長岡市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	2位	269,920人	2位
三条市	会派	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	5位	97,813人	4位
柏崎市	会派	年2回	40,000円	-	40,000円	480,000円	4位	83,504人	6位
新発田市	議員	年1回 (4月)	-	20,000円	20,000円	240,000円	6位	97,542人	5位
小千谷市	議員	年1回 (4月)	-	8,000円	8,000円	96,000円	18位	35,880人	17位
加茂市	会派	年2回 (4、10月)	5,000円	-	5,000円	60,000円	20位	27,004人	20位
十日町市	会派	年1回	12,500円	-	12,500円	150,000円	11位	52,578人	11位
見附市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年1回 (4月)	10,000円	-	10,000円	120,000円	14位	40,341人	15位
村上市	会派及び議員	年1回 (4月)	5,000円	5,000円	10,000円	120,000円	14位	59,822人	8位
燕市	会派	年1回 (4月)	20,000円	-	20,000円	240,000円	6位	79,382人	7位
糸魚川市	会派又は議員	年1回 (4月)	15,300円	15,300円	15,300円	183,600円	8位	42,590人	13位
妙高市	議員	年1回 (4月)	-	15,000円	15,000円	180,000円	9位	32,317人	18位
五泉市	議員	年1回 (4月)	-	12,500円	12,500円	150,000円	11位	50,400人	12位
阿賀野市	会派又は議員	年2回 (4、10月)	15,000円	15,000円	15,000円	180,000円	9位	42,263人	14位
佐渡市	会派又は議員	年1回	10,000円	10,000円	10,000円	120,000円	14位	54,656人	10位
魚沼市	会派又は議員	年2回 (4、10月)	8,000円	8,000円	8,000円	96,000円	18位	36,088人	16位
南魚沼市	会派又は議員	年2回 (4、10月)	12,000円	12,000円	12,000円	144,000円	13位	56,723人	9位
胎内市	会派及び議員	年1回 (4月)	6,000円	4,000円	10,000円	120,000円	14位	29,180人	19位

施行時特例市27市の政務活動費の状況(平成31年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり年間交付額		人口	
			会派分	議員個人分	合計	年間交付額	順位	人口	順位
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	25,000円	25,000円	50,000円	600,000円	10位	192,068人	26位
水戸市	会派	年2回 (4、10月)	90,000円	-	90,000円	1,080,000円	2位	271,745人	7位
つくば市	会派	年2回 (4、10月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	24位	233,868人	18位
伊勢崎市	会派	四半期毎	35,000円	-	35,000円	420,000円	21位	213,213人	22位
太田市	会派	年2回 (4、10月)	35,833円	-	35,833円	430,000円	20位	224,271人	21位
熊谷市	会派及び議員	年1回 (4月)	15,833円	15,000円	30,833円	370,000円	23位	197,243人	23位
所沢市	議員	年2回 (4、10月)	-	70,000円	70,000円	840,000円	4位	343,912人	3位
春日部市	会派	年1回 (4月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	10位	234,246人	16位
草加市	会派又は議員	年2回 (4、10月)	50,000円	50,000円	50,000円	600,000円	10位	241,919人	12位
平塚市	議員	年1回 (4月)	-	50,000円	50,000円	600,000円	10位	256,732人	10位
小田原市	議員	年2回 (4月、10月)	-	65,000円	65,000円	780,000円	7位	190,454人	27位
茅ヶ崎市	会派	年2回 (4、10月)	40,000円	-	40,000円	480,000円	17位	241,723人	13位
厚木市	会派又は議員	年2回 (4、10月)	60,000円	60,000円	60,000円	720,000円	8位	224,655人	20位
大和市	会派又は議員	年2回 (4、10月)	35,000円	35,000円	35,000円	420,000円	21位	236,078人	15位
長岡市	会派	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	8位	269,920人	8位
松本市	会派	年1回 (4月)	20,833円	-	20,833円	250,000円	27位	238,647人	14位
沼津市	会派	年2回 (6、10月)	40,000円	-	40,000円	480,000円	17位	195,039人	24位
富士市	会派 (1人会派含む)	年1回 (4月)	37,500円	-	37,500円	450,000円	19位	253,410人	11位
一宮市	議員	年1回 (4月)	-	50,000円	50,000円	600,000円	10位	385,160人	1位
春日井市	会派 (1人会派含む)	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	24位	311,326人	5位
四日市市	会派又は議員	毎月 (後払い)	70,000円	70,000円	70,000円	840,000円	4位	311,431人	4位
岸和田市	会派	年2回 (4、10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	10位	194,952人	25位
吹田市	会派	年4回 (4、7、10、1月)	110,000円	-	110,000円	1,320,000円	1位	371,030人	2位
茨木市	会派又は議員	年4回 (4、7、10、1月)	25,000円	25,000円	25,000円	300,000円	26位	281,541人	6位
加古川市	会派又は議員	年4回 (4、7、10、1月)	70,000円	70,000円	70,000円	840,000円	4位	264,847人	9位
宝塚市	会派又は議員	年4回 (4、7、10、1月)	80,000円	80,000円	80,000円	960,000円	3位	234,108人	17位
佐賀市	会派	年2回 (4、10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	10位	232,629人	19位

■ 議長からの要請内容

- 政務活動費（月額）は総額を現状維持とし、会派分と議員分の額を変更
- 会派分：月額 12,500 円（▲12,500 円）
- 議員分：月額 37,500 円（+12,500 円）
- 施行期日は令和 2 年 5 月 1 日（次期改選後の議員から適用）

1 これまでの経緯

- ・平成 22 年 11 月、議会の活性化及び議会改革の推進等を目的とし、「議会基本条例」を制定
- ・平成 29 年 3 月、議会改革の取組みとして、地方議員のなり手不足、若い世代や女性議員が少ないことなどの課題を検討するため、「市議を目指しやすい環境整備検討会」を設置
- ・平成 30 年 3 月、同検討会から議長に対し、適正な議員報酬、社会保障制度及び政務活動費の実現に係る改革の方向性について、提言書を提出
- ・平成 30 年 8 月、提言書を受け、「議員定数及び報酬等の在り方検討委員会」を設置（各会派から 9 人の委員を選出）

■ 委員会の検討課題

- ① 議員定数の在り方の検討について
 - ② 議員報酬の在り方の検討について
 - ③ 政務活動費の在り方の検討について
 - ④ その他議長が必要と認めるもの
- ・令和元年 9 月、検討委員会から議長に対し、検討結果（議員定数及び報酬は現状維持、政務活動費の額を改定）を答申
 - ・令和元年 12 月、議長から市長に対し、政務活動費の見直しを要請

2 議会における検討状況

- ・議員定数、報酬等に係る勉強会及び検討会の会議を 14 回実施
- ・市民との意見交換会を開催（5 会場、参加者 31 人）
- ・有識者 9 人（大学、金融機関、商工関係者など）との意見交換会を開催

○市民・有識者からの主な意見

検討課題	市民	有識者
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の報酬を上げてもいいが、代わりに定数を減らしてほしい。 ・定数と報酬をセットで考えるのは違うと思う。他団体と比較するのも一つの方法。 ・32人は適正であると感じる。 ・議員定数は市域や行うべき活動によって考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定数を削減した上で報酬を若干増やすという方向にならざるを得ないのではないかな。 ・各委員会を7人とし28人(4人減)でいいのではないかな。 ・定数を下げ、報酬をその分上げたとして若者や女性が手を挙げるか疑問。
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・普通企業の月収と比べて高く十分である。 ・話を聞いていると多くないことが分かった。 ・必要な範囲で増額するなら理解してくれる人も多いのではないかな。 ・定数や報酬は立候補者が少ないことに影響していないのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長や副委員長に何か支給したほうがいいのではないかな。 ・報酬の観念が理解されていないのではないかな。 ・報酬をもっと引き上げて身の入った政治活動をしていただくべきだと思う。 ・市民の立場から説得できないと、一般的には市民の理解は厳しいと考える。
政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に足りないのであれば増額の声を出すべきである。 ・政策提言や条例改定に繋がれば、活動の見える化となり、増額しても市民は納得するのではないかな。 ・すべて個人へ分配したらどうか。 ・視察で得たものをきちんと地元へどう反映させたかが大事である。 ・政務活動費の返還額はどうか。 ・一律にする必要があるのか。議員からの提案で順序付けするとか。 ・議員個々の議会だよりは費用がかかるので、報告会をもっとすればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市が広域で賄い切れないということであれば増額等の検討を進めるべき。 ・会派分を削減し、報酬の財源としてはどうか。 ・委員会でも視察に行くため、会派分を半分ぐらい削ってもいいのではないかな。 ・他の自治体と比べたときにどうなのか、一つの議論がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を取り巻く環境をよく理解し、立候補できない原因と理由を考える必要がある。 ・女性や若者でも思いのある人はいる。皆さんの活動が伝わっていない。 ・議会だよりだけではわかりづらい。 ・地域協議会や町内会長との意見交換会が必要である。全市の声が議員に届くという仕組みが必要。 ・参加人数が少ないのは市民の関心が低いということ。議員を身近に感じてもらうため、新しい発想を取り入れるべき。 ・市民にもっと議会のことを知ってもらう必要がある。 ・もっと議会の見える化に取り組む必要があるのではないかな。 ・議会の活動が見えてこないため、市民も無関心になると思う。報酬が多いのか少ないのか活動が見えないと判断できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬を上げるならば、定数を減らすなどして、パッケージにしないと説得力がない。議員定数を下げるべきかどうかは別問題である。 ・若手や女性がどうやったら立候補しやすくなるかは、別の文脈で考えないといけない。 ・若い人で、立候補して当選して、報酬をもらって生活ができることまでを考え抜いて、立候補する人は恐らくいないのではないかな。 ・議員の活動が見えてくれば、それを自分に当てはめて立候補を判断できると思う。

3 検討結果

○議員定数 … 現状維持

- 全国的な議員のなり手不足問題に対し、様々な検討や取組が行われている中、今後の状況を見極める必要がある。

○議員報酬 … 現状維持

- 市民や有権者との意見交換会において、議会や議員との距離があり、活動が見えないとの意見が多く出されたことから、議会改革を進める中で、市民の理解を得つつ、報酬の在り方について検討。

○政務活動費 … 総額を現状維持とし、会派と議員の額を見直し

- 会派よりも議員個人の活動に充てる必要性が高いことから、会派分を減額し、議員分を増額

＜政務活動費の見直しに係る各会派の意見＞

会派名	総額	会派	議員
市民クラブ	現状維持	月額▲12,500円	月額+12,500円
輝	現状維持	月額▲5,000円	月額+5,000円
創風	現状維持	減額	増額
公明党	月額▲10,000円	月額▲15,000円	月額+5,000円
みらい	減額 (減額分を報酬に充当)	減額	交付なし
日本共産党議員団	現状維持	現状維持	現状維持

4 政務活動費の見直しに係る考え方

- 交付額の総額については、市民から議会や議員の活動が見えにくく、理解が得られにくいとの意見があり、現状維持とした。
- 会派分と議員分の比率については、政務活動の内容が複雑・多様化する中、会派に比べて議員における政務活動の機会が増えており、議員の政務活動費に対する不足感が生じているとともに、一部の議員においては、交付額の超過分を自身の報酬等で補填している実態を踏まえ、会派分を減額し、議員分を増額とした。
- 増減額については、各会派から複数の意見があったが、最終的に議員の多数決により会派分を月額12,500円(▲12,500円)、議員分を月額37,500円(+12,500円)とする案を採用した。
- 見直しによる効果は、政務活動の機会が多くなっている議員に対する支援の充実が期待される。



上越市長 村山秀幸様

上越市議会議長 武藤正信



政務活動費の見直しについて（要請）

昨今、地方議会を取り巻く状況として、全国各地で議員のなり手不足が大きな課題となっており、当市においては、3年前の平成28年4月に行われた現任期の市議会議員選挙において、定員32人に対し、わずか2人超過の34人の出馬となり、市民の選択肢の幅が狭まるような状況になるとともに、立候補した34人のうち、当時、40歳未満は3人、女性は1人で、これら世代の人々の出馬が少ない状況が顕著に表れる結果に至りました。

また、若者や女性が市議会議員を目指すためには、議員報酬や社会保障の充実などが求められている一方で、当市の議員報酬は、平成17年の市町村合併から今日に至るまで減額される傾向にあり、当時と比較して5,200円減額されている状況にあります。

これまでも、我々議員は、議会基本条例に基づき、「市民により開かれた議会」、「信頼される議会」、「市民の信託に的確に応える議会」を深化させ、全議員が一丸となって共感力のある議会改革に向けて取り組んでいるところですが、今後、若い子育て世代を始め多様な担い手を迎えるためには、身分保障などの環境整備が必要であります。

こうした現状への危機感から、平成29年3月に市議を目指しやすい環境整備検討会を立ち上げ、「議員になる気になれない」などの心的課題や「若者や女性が手を挙げにくい」などの地域的課題、「選挙費用や報酬、生活の安定」などの物理的課題等に整理し、それを基に解決策に向け議論・検討を進めたほか、平成30年8月には上越市議会の議員定数及び報酬等の在り方検討委員会を立ち上げ、議員定数、報酬及び政務活動費の在り方について検討してまいりました。

この結果、「議員定数」及び「報酬」については、現状維持とし、議会改革を進める中で、議会や議員の活動の見える化を図りながら引き続き、環境整備の取組を進めていくこととしました。

一方、議員の調査研究その他の活動に資する「政務活動費」については、会派の活動よりも議員個人の活動に充てる必要性が高い実状から、総額（上限額）は現状維持する中で、比率を会派分減、個人分増とする結論に至りました。

つきましては、本検討委員会の議長への答申である政務活動費の議員（個人）・会派の割合の見直しについて、下記のとおりご検討いただきますよう要請いたします。

記

- 1 政務活動費の月額
 - (1) 会派政務活動費 12,500円
 - (2) 議員政務活動費 37,500円

- 2 施行期日
令和2年5月1日

(添付資料)

議員定数、報酬及び政務活動費に関する検討結果について（答申）、委員名簿、検討経過





令和元年9月27日

上越市議会

議長 武藤正信様

議員定数及び報酬等の在り方検討委員会

委員長 江口修一

議員定数、報酬及び政務活動費に関する検討結果について（答申）

上越市議会の議員定数、報酬及び政務活動費の在り方について、上越市議会の議員定数及び報酬等の在り方検討委員会設置要綱（平成30年8月21日実施）に基づき、本検討委員会において検討・協議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

- 1 議員定数については、現状維持（32人）とする。

また、今後の人口減少や厳しい財政事情から30人に削減するという意見もあった。

（主な理由）

議員定数は、市民意見を代弁し市政に反映していく上で重要である。当市の特徴として、中山間地を多く抱えた広大な市域がある中で、市民意見を反映させるには適切な議員定数が必要であるものとする。

一方で、全国的には、無投票当選や定数割れなど議員のなり手不足問題に対し、様々な検討や取組が行われている中、議会を取り巻く今後の状況を見極める必要があることから、今回の結論は現状維持とする。

- 2 議員報酬については、現状維持（月額44万800円、正副議長も現状維持）とする。

また、増額という意見もあった。

（主な理由）

議員報酬は、議員個人としての生活を保障するに必要な額と、議員としての幅広い活動を支えるものでなければならない。

その意味からは、若い現役世代や子育て世代、女性も等しく議員として活動できるよう妥当な報酬額が必要であるものとする。

健全な市政運営を進めるに当たり、二元代表制における有能な議員の確保が重要であるが、現行制度では、専門議員においては、社会保険の加入がなく、退職金制度もない。

しかしながら、市民や有識者の皆さんとの意見交換会において、議会や議員との距離があり、活動が見えないとの意見が多く出された。

よって、議員への社会保障の確立について国等へ要望していくほか、議員報酬は現状維持とし、議会改革を進める中で、市民の理解を得つつ議員報酬の在り方について検討するものとする。

- 3 政務活動費については、総額（上限額）は現状維持とするが、会派政務活動費を月額1万2,500円とし、議員政務活動費を月額3万7,500円とする。

なお、特別職報酬等審議会を開催し、当該額について諮問し、審議していただくよう議長から市長へ要請するものとする。

（主な理由）

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために必要なものである。
会派の活動よりも、議員個人の活動に充てる必要性が高いことから、比率については、会派を減らし、個人を増やすものとする。

4 附帯意見

これまでの委員会での議論は、市民や有識者の皆さんからの様々な知見を有している
ので、次期の議員に引き継げる形とする。

また、市民や有識者の皆さんとの意見交換会において、定数・報酬等の在り方検討に
かかわらず、議員のなり手不足対策のためには、議会や議員の活動の見える化が求めら
れていたことから、議会改革推進会議等において、引き続き取組を進めていく必要があ
ると思われる。

（経過）

- ・ 「市議を目指しやすい環境整備検討会」提言書が平成30年3月に議長へ提出され、「物
理的課題の解決策」として基本方針が示された。
- ・ そこでは、市民理解を得つつ、適正な議員報酬、社会保障制度及び政務活動費を実現
し、4年に1回の選挙に挑戦しようとする人々が安心できる状態になることが掲げられ
た。
- ・ また、議員報酬の適正化や社会保障の充実、政務活動費の見直しについて検討された
ほか、議員定数については、議会内の他の組織において検討すべき案件とされた。
- ・ このことを受け、同年8月に議長直轄の検討組織として設置した本委員会では、これ
までに14回の会議や一般市民を対象に5会場で意見交換会を開催したほか、有識者の方
や専門知識を有する方との意見交換会を行ってきた。

上越市議会の議員定数及び報酬等の在り方検討委員会 委員名簿

委員長	江口修一	創風
副委員長	小林和孝	輝
委員	牧田正樹	市民クラブ
委員	宮川大樹	みらい
委員	山田忠晴	公明党
委員	橋本洋一	創風
委員	田中 聡	輝
委員	石田裕一	みらい
委員	上野公悦	日本共産党議員団

定数・報酬等の在り方検討委員会（検討経過）

	開催日	議 題
第1回	平成30年 8月21日	(1) 委員長等の互選について (2) 委員会の名称について (3) その他 会議の公開について、設置要綱案について、参考文献について
勉強会	9月12日	(1) 議員定数の推移、検討経過 (2) 議員、市長等の報酬の推移、特別職報酬等審議会会議録 (3) 根拠法令、全国市議会議長会の定数・報酬調査結果
第2回	9月26日	(1) 検討方法等について ①検討順序（アンケートや市民説明会の実施、外部委員の導入などのほか、委員の意見や会派等の意見の集約方法について検討） ②目標期限（定数については、少なくとも平成31年3月までには方針を決め、6月までには条例改正という目標） (2) その他（設置要綱（案）について）
第3回	10月18日	(1) 定数、報酬、政務活動費について（KJ法による各委員の意見出し）
第4回	11月12日	(1) 定数、報酬、政務活動費について（第3回会議の意見を図にまとめたものをベースにホワイトボードで議論）
第5回	11月26日	(1) 定数、報酬、政務活動費について 石田委員から提供された資料①人口19万人台10市との報酬額比較、②報酬月額44万円台12市との人口比較、③専門議員の収入・支出例をベースに議論 第4回会議の意見を表にまとめたものをベースに議論
第6回	12月5日	(1) 定数、報酬、政務活動費について（①人口27万～19万人の定数・報酬、②人口19万～17万人の定数・報酬、第3回会議からの資料をベースに議論） (2) その他（何故、議員には勤勉手当が支給されないのか、自治体によって期末手当に差が生じているのか説明） 各会派から意見（委員長様式）の提出を依頼
第7回	12月21日	(1) 定数、報酬、政務活動費について（各会派から出された意見を表にまとめたものをベースに議論）
第8回	平成31年 1月18日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①各会派の意見に対する「理由」の作成を依頼 ②今後のスケジュールについて（4月の議員勉強会、5月の市民との意見交換会、8月の議長への答申など明示） ③子育て世代の家計の現状に関する資料の作成について
第9回	2月4日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①会派の意見・理由発表 ②子育て世代議員の家計の現状に関する資料の作成状況を確認 (2) その他（最近の定数・報酬に関する新聞記事）
第10回	2月26日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①講師を依頼しての勉強会について ②5月の市民との意見交換会の体制・回数等について ③子育て世代（一般家庭）の家計の現状に関する資料について ④各会派の意見・理由の集約について（全会派提出）
第11回	3月26日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①5月の市民との意見交換会の体制・回数等について ②子育て世代議員の家計の現状に関する資料について ③全議員への説明会について（日時、内容） ④講師を依頼しての勉強会（内容について要望はあるか確認）

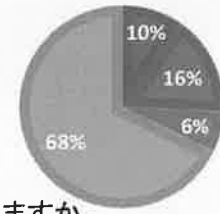
作業部会	4月11日	(1) 4/25(木)全議員への説明会について(資料を精査、役割分担) (2) 有識者との意見交換会について(今後、委員構成等詳細を詰める) (3) 市民との意見交換会について(資料を精査、役割分担)
事務作業	令和元年 5月7日 21日	(1) 市民との意見交換会について(役割分担、会場アンケート・プレゼン・手持資料について検討) (2) 有識者との意見交換会について(委員構成、役割分担)
市民との 意見 交換会	5月22日 24日	(1) 出席議員の紹介 (2) 挨拶 (3) 検討状況の説明 (4) 質疑応答・意見交換
第12回	6月6日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①市民との意見交換会について(全体、会場アンケート結果) ②有識者との意見交換会について(欠員の補充、役割分担) ③今後の予定
有識者 との意見 交換会	6月27日	(1) 委員長挨拶 (2) 出席議員・有識者の紹介 (3) 検討状況の説明 (4) 質疑応答・意見交換
第13回	7月23日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①答申書案について
第14回	9月4日	(1) 定数、報酬、政務活動費について ①答申書案について

増	3
現状維持	5
減	2
未記入	21

政務活動費

資料18-3

■増 ■現状維持 ■減 ■未記入



◆上越市の政務活動費(年額)は、会派30万円・個人30万円です。いくらが適当と考えますか。

人数	増減別	会派	個人	意見(自由記述欄)	会場
1	増	100万円	100万円	少ないと思う。	レインボーセンター
2	増	50万円	100万円	現状は少なすぎると思う。	オーレンプラザ
3	増	50万円	50万円	活動量を増やしてほしいから。	板倉コミュニティプラザ
1	現状維持	30万円	30万円	未記入	オーレンプラザ
2	現状維持	30万円	30万円	使い方工夫	大潟コミュニティプラザ
3	現状維持	20万円	40万円	会派として、例えば視察研修の結果をまとめて、1会派1本の政策提言に結びついていない現状では、減額もあり得る。	大潟コミュニティプラザ
4	現状維持	0	60万円	会派として活動する場合は、個人の政務活動費から支出すべきだと思う。	レインボーセンター
5	現状維持	未記入	未記入	金額は60万で良いです。会派と個人は、相互に活用できるようにしたら良いと思います。	レインボーセンター
1	減	15万円	30万円	未記入	板倉コミュニティプラザ
2	減	0	0	32人×60万のお金を議会で管理して、仕事のやる人に分配するように出来ないものか。視察等の報告書をあまり見たことがない。全て平等にする必要はないのでは。	オーレンプラザ
1	未記入	未記入	未記入	これこそ、やってみないと分からないので、特に意見なし。	オーレンプラザ
2	未記入	未記入	未記入	議員個人の、この額についての意見を聞きたい。先払いを後払いに変更し、領収書の提出により支払う方法はどうか。	大潟コミュニティプラザ
3	未記入	未記入	未記入	領収書と引換えにし、毎月決済すればそう多額にならないと思う。	大潟コミュニティプラザ
4	未記入	未記入	未記入	前払いを続けてください。後払いにすると、その間、持ち出しになってしまう。資産のある方なら良いですが、そうではない方だと負担になる。	レインボーセンター
5	未記入	未記入	未記入	良いか分かりません。	レインボーセンター
6	未記入	未記入	未記入	議員報酬は必要ならば必要な額だけ上げれば良いと思います。	レインボーセンター
7	未記入	未記入	未記入	会派は不必要。議員個人に振り分けてはどうか。	大島就業改善センター
8	未記入	未記入	未記入	未記入	オーレンプラザ
9	未記入	未記入	未記入	未記入	オーレンプラザ
10	未記入	未記入	未記入	未記入	オーレンプラザ

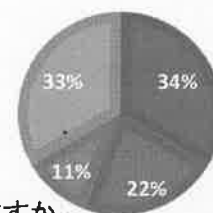
人数	増減別	会派	個人	意見(自由記述欄)	会場
11	未記入	未記入	未記入	未記入	大潟コミュニティプラザ
12	未記入	未記入	未記入	未記入	大潟コミュニティプラザ
13	未記入	未記入	未記入	未記入	大潟コミュニティプラザ
14	未記入	未記入	未記入	未記入	レインボーセンター
15	未記入	未記入	未記入	未記入	レインボーセンター
16	未記入	未記入	未記入	未記入	レインボーセンター
17	未記入	未記入	未記入	未記入	レインボーセンター
18	未記入	未記入	未記入	未記入	板倉コミュニティプラザ
19	未記入	未記入	未記入	未記入	板倉コミュニティプラザ
20	未記入	未記入	未記入	未記入	大島就業改善センター
21	未記入	未記入	未記入	未記入	大島就業改善センター

有識者との意見交換会(令和元年6月27日)アンケート結果

増	3
現状維持	2
減	1
未記入	3

政務活動費

■増 ■現状維持 ■減 ■未記入

◆上越市の政務活動費(年額)は、会派30万円・個人30万円です。いくらが適当と考えますか。

人数	増減別	会派	個人	意見(自由記述欄)
1	増	60万	60万	先進的な事例を学ぶなどの必要な経費は増額した方が地域のためになると考える。金額については、単純に現在の倍の金額を記入した。
2	増	—	増	個人の政務活動費の増額を検討して良いと思う。他自治体と比較して少額と感じる。積極的に活動していただいて、市民のために上越市をより良くするために頑張っていたきたい。(会派については、当日出た減の意見と同じ、とのこと。(事務局確認))
3	増	—	—	支出を吟味したうえで、それでも必要な支出を賄うには少なすぎる現状であるなら、広範囲の市域を有する上越市の特性からみても、増額を検討しても市民理解を(具体的かつ丁寧な説明をすれば)得やすいかもしれない。
1	現状維持	20万	40万	不勉強なので、会派としての決算状況及び実情を把握していないが、個人経費としての割合を増やすことが妥当と思う。
2	現状維持	15万	45万	個人の活動内容を、より良いものにしていただきたい。
1	減	15万	30万	その他にも研修視察があるため。
1	未記入	—	—	アバウトすぎて答えることができない。逆に、議員活動を行ううえで、いくら不足し、(議員報酬から)持ち出しをしているか具体的に示してもらえないと判断できない。
2	未記入	—	—	会派分については、構成人員により算出すべき。個人分については、議員報酬以外の活動費として、研修、視察、調査により、1回毎の上限を定め報告を市民に明らかにすることとする。(個人分:1回毎の上限は5万円とし、年間10回を限度)
3	未記入	—	—	意見なし

上越市議会の取り組み等

議会改革・議会活性化		透明性を高め、開かれた議会	
H11.6	○ 委員会を全面公開	S63.3	○ 本会議中継を地元 CATV 業者が開始 (生中継、録画放送開始)
H14.4	○ 一問一答制の導入 (再質問から)	H13.1	○ インターネットで本会議の 会議録検索システムを構築
H18.5	○ 議長、副議長選挙前に所信表明の場を設ける	H18.5	○ 政務活動費の領収書や報告書を 市政情報コーナーで公表することを義務付ける
H18.6	○ 一般質問で議員の質問席を設置	H18.6	○ 本会議のインターネット放送を開始 (生放送、録画放送)
H18.7	○ 懇談会の後に議員勉強会を開始	H20.11	○ 市民の声を常時受け付ける議会ポストを 議会ホームページ内に開設
H18.12	○ 乳幼児の同伴や児童の傍聴を可能に	H20.11	○ 議会報告会を初開催
H20.6	○ 議員定数に関する検討委員会設置 (H24.4 から 48 人→32 人)	H23.2	○ 意見交換会を初開催
H22.11	○ 上越市議会基本条例制定	H25.5	○ 議会だよりのフルカラー化を開始
H23.6	○ 議員提案による中山間地域振興基本条例制定	H25.6	○ 委員会のインターネット配信を開始
H24.12	○ 地方自治法の改正による議会基本条例の一部改正	H25.7	○ 委員会会議録をインターネットで公開
H25.6	○ 条例の検証結果による議会基本条例の一部改正	H27.4	○ 政務活動費の手引きを策定
H25.9	○ 議員提案による自治基本条例の一部改正	H27.9	○ 小中学生の議会学習を開始 (傍聴+意見交換)
H26.9	○ 議員提案による地酒で乾杯を推進する条例制定	H28.9	○ 各層との意見交換会を初開催 (県立看護大など)
H27.3	○ 議員提案による空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例制定	H28.11	○ 議会だよりの表紙写真の公募を開始
H29.9	○ 議論活性化を図るため、タブレット端末を導入	H29.5	○ 議会報告会を休日に初開催
	○ 議会基本条例の検証結果を答申	H29.8	○ 政務活動費の領収書等をインターネットで公開
H30.3	○ 市議を目指しやすい環境整備検討会の提言を答申	R1.7	○ 議会モニター制度を導入
	○ 議会改革検討委員会の検討結果を答申	R1.11	○ 中学生による模擬議会を開催
R1.9	○ 議員定数及び報酬等の在り方検討委員会の検討結果を答申		

議会報告会・意見交換会の開催結果(H20~R1)

年度	種別	期日	会場数	参加者数
H20~ R1	議会報告会	H20.11~ H22.11	10	297
	市民との意見交換会	H23.02~ H28.08	33	532
	議会報告会 市民との意見交換会	H23.05~ R1.11	66	1,248
合 計			109	2,077

いただいた意見の総数
(H20~R1.11)
1,536件



対応方針を協議

令和元年度 政務活動費の取扱いに係る検討

検討要素		資料	状況・情勢等
①	政務活動費の現状及びこれまでの改定経過	資料 15 (P25-26)	○議員 1 人当たりの交付額：月額 50,000 円（会派 25,000 円、議員 25,000 円） ○これまでの経緯 H 2.4.1：月額 20,000 円（会派のみ） H 8.4.1：月額 25,000 円（会派のみ） H13.4.1：月額 25,000 円（会派 12,500 円、議員 12,500 円） H17.4.1：月額 50,000 円（会派 25,000 円、議員 25,000 円）※合併後の広域化に伴い 2 倍に増（現行の額）
②	県内他団体及び類似団体との比較	資料 15 (P27) 資料 17-1 (P33) 資料 17-2 (P34)	○議員 1 人当たりの年額で比較（会派と議員の総額：60 万円） ・県内 20 市： 3 位 ⇒ 人口規模（3 位）相応の水準 ・施行時特例市 27 市： 10 位 ⇒ 人口規模（26 位）以上の水準
③	過去の実績状況	資料 15 (P26) 資料 16 (P28-32)	【議員分】 ・H30 年度の実績は、32 人中 19 人が全額執行し、13 人が一部返還 ⇒ 執行率の内訳：100%未満 13 人（一部返還）、100%以上 150%未満 15 人、150%以上：4 人 全体の返還率 16.6% ・過去 5 年における議員 1 人当たりの平均執行額は、会派分の 約 1.2 倍 （H30 年度は 1.3 倍） ・返還率は上昇傾向であったが、H30 年度返還率は前年度比 1.3%減
			【会派分】 ・H30 年度の実績は、 全ての会派が一部返還 ・返還率は年々上昇し、平成 30 年度も増加（H26 年度 6.9%→H30 年度 24.4%）
④	上越市議会議長からの要請内容 （政務活動費の見直し）	資料 18-1 (P35) 資料 18-2 (P38)	○令和元年 12 月に、議長から政務活動費の見直しの要請があった。 ⇒ 総額を維持した上で、会派分を減額、議員分を増額 改定案 会派：月額 12,500 円（▲12,500 円）、議員：月額 37,500 円（+12,500 円）
	■これまでの議会改革の取組み	資料 19 (P47)	・平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定 ・平成 30 年 3 月に、市議を目指しやすい環境整備検討会の提言書（適正な議員報酬、社会保障制度及び政務活動費の実現に向けた改革の方向性）を議長へ答申
	■議員定数及び報酬等の在り方検討委員会における検討状況	資料 18-1 (P35) 資料 18-2 (P42-43)	・平成 30 年 8 月に、議員定数及び報酬等の在り方検討委員会を設置 ・令和元年 5 月に、市民との意見交換会を 5 会場で開催し、6 月に有識者との意見交換会を開催 ・同年 9 月までに、勉強会・検討会の会議を 14 回開催 ・同年 9 月に、同検討委員会から検討結果（定数と報酬は現状維持、政務活動費は見直し）を議長へ答申
	政務活動費等に関する 市民、有識者の主な意見	資料 18-1 (P36) 資料 18-3 (P44) 資料 18-4 (P46)	・政策提言や条例改定に繋がれば、活動の見える化となり、増額しても市民は納得するのではないか。 ・上越市が広域で賄い切れないということであれば増額等の検討は進めるべき。 ・議員の活動が見えてくれば、自分に当てはめて立候補を判断できると思う。

市の基本的な考え方	<p>① 議員 1 人当たりの交付額の総額については、県内他団体等の状況を踏まえ、一定程度の水準を確保していることから、現状維持が適当と考える。</p> <p>② 会派分と議員分の比率については、議員個人の活動に対する執行が会派分の執行を上回っている実状にあること、また、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するよう、議員個人が行う調査研究等の政務活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図る。</p> <p>③ これまでの議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重する。</p>
-----------	---